

第9次三島市高齢者保健福祉計画
第8期三島市介護保険事業計画
(案)

令和3年度～令和5年度
(2021年度～2023年度)

令和2年12月

三 島 市

< 目 次 >

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的	2
2 計画の基本理念及び基本的視点	3
3 計画の法的位置づけ	6
4 計画の期間	6
5 他計画との関係	7
6 計画の策定体制	7

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者の現状と将来推計	10
2 日常生活圏域の現状	13

第3章 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の実施状況と評価及び課題

1 高齢者の生きがい ～積極的な社会参加の促進～	16
2 健康づくりと介護予防の充実	21
3 暮らしを支える介護サービスの充実	26
4 認知症施策の総合的な推進	32
5 支え合う地域づくりの推進	35
6 今期の計画に向けた課題の整理	44

第4章 基本理念・基本方針

1 基本理念	48
2 基本方針	49
■施策の体系	50
■施策の方向性における指標	51

第5章 基本方針に基づく施策

1 高齢者の生きがいづくりの推進	54
(1) 生きがいづくり活動の促進	55
(2) スポーツ・生涯学習活動の促進	58
(3) 就労等への支援	60

2	健康づくりと介護予防の充実	61
	（1）健康づくりの推進	62
	（2）介護予防事業の推進	66
	（3）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	68
3	包括的支援の推進	70
	（1）相談・支援体制の強化	71
	（2）在宅医療・介護の連携推進	74
4	認知症施策の総合的な推進	76
	（1）認知症の人を支える体制の強化	77
	（2）認知症の人とその家族への支援	80
5	地域生活を支える体制の整備	82
	（1）支え合う地域づくりの推進	83
	（2）地域での生活の継続に向けた支援	85
	（3）住環境整備の推進	88
	（4）災害・感染症対策に係る体制整備	91
6	暮らしを支える介護サービスの充実	92
	（1）介護予防サービスの提供	93
	（2）介護サービスの提供	96
	（3）給付の適正化と人材の確保等	100

第6章 介護保険サービス量等の見込みと保険料

1	介護保険事業費の算定	104
2	施設整備の考え方	104
3	第1号被保険者保険料の算定	105

第 1 章 計画の概要

1 計画の背景と目的

近年、我が国の人口構造の高齢化は急速に進み、総務省の人口推計による令和元年10月1日現在の65歳以上人口は3,588万5千人で、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%で過去最高となっています。本市においても、令和元年の総人口10万9,698人のうち、65歳以上の高齢者人口は3万1,736人を占め、その割合は28.9%です。

「団塊の世代（昭和22年～24年に生まれた人）」すべてが75歳以上になる令和7年（2025年）が近づく中で、さらにその先を展望すると、「団塊のジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定され、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要になっています。

こうした中、地域に生きる一人一人が尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指すことを目的として、令和2年6月に、社会福祉法、介護保険法、老人福祉法などの改正を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行することとされました。

このような社会保障制度の見直しを受け、本市では、前期計画の取組の実績や課題を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とする「第9次三島市高齢者保健福祉計画・第8期三島市介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の基本理念及び基本的視点

(1) 基本理念

第9次三島市高齢者保健福祉計画・第8期三島市介護保険事業計画は、上位計画である第5次三島市総合計画前期基本計画の理念に沿って策定をしており、総合計画における目指すべき基本理念である「つながりを力に変える」に基づき、高齢者福祉の施策を行う観点から「地域共生社会の実現と健康寿命の延伸」を基本理念とします。

「地域共生社会の実現と健康寿命の延伸」の基本理念のもと、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと自立した生活を送ることができる社会の実現を目的として、以下の6項目を施策の方針とします。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ①高齢者の生きがいつくりの推進 | ②健康づくりと介護予防の充実 |
| ③包括的支援の推進 | ④認知症施策の総合的な推進 |
| ⑤地域生活を支える体制の整備 | ⑥暮らしを支える介護サービスの充実 |

(2) 基本的視点

①地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを目指すものです。

国は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、今まで構築を進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療・介護のデータ基盤の整備の促進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などに努めていくこととしています。

②健康寿命の延伸

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。平均寿命が延びている現状において、平均寿命と健康寿命の差を短縮すること、つまり健康で過ごせる期間をいかに伸ばしていくかが重要な課題となっています。

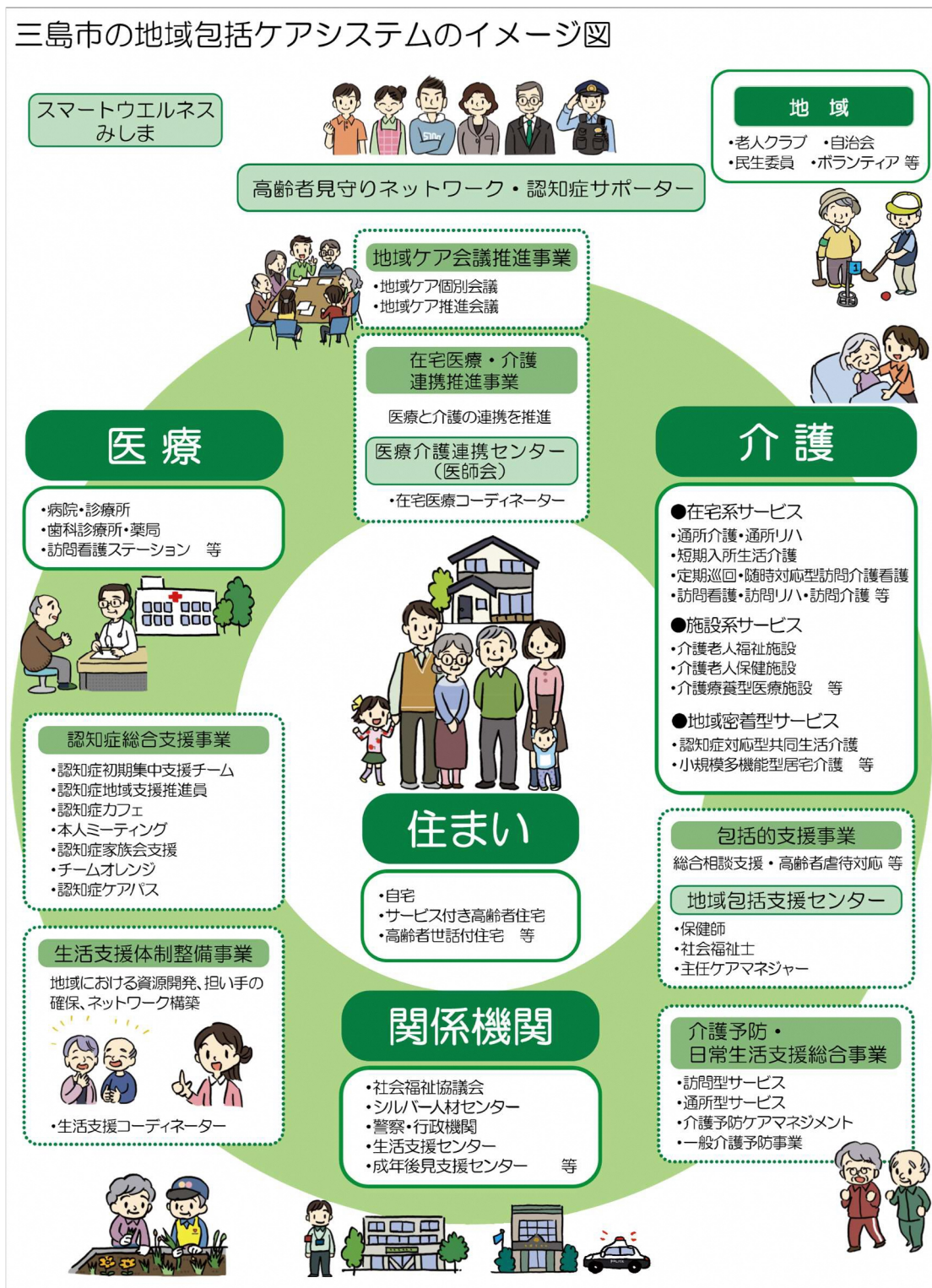
今後ますます少子高齢化が進む中、高齢者が就労や地域社会に参加し、併せて医療費や介護給付費等の社会保障費用の増加を抑制するための取組を進める必要があります。

本市では、「スマートウエルネスみしま」として、あらゆる分野に健康の視点を取り入れ、「健幸」都市づくりを進めており、生きがいつくりや就労など、高齢者一人一人にあった健康づくりや社会参加で介護予防を促進し、健康寿命の延伸を目指します。

③地域包括ケアシステムの推進

介護が必要な状態になっても、できる限り在宅生活が継続できるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方を踏まえ、高齢者が在宅で安心して生活できる支援体制の深化、推進に取り組んでいます。

さらに、地域のさまざまなネットワークによる相談支援をはじめ、近隣同士の共助による見守り、インフォーマルな支援も含めた包括的な地域ケア体制を整備する必要があります。



④SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsは気候変動や差別などの世界的な課題に対して、持続可能な世界を実現するために、経済、社会、環境の三側面から総合的に取り組むべき、国際社会全体の普遍的な目標です。

本市では第5次三島市総合計画前期基本計画において各施策にSDGsを位置付け、積極的に推進することとしたため、本計画においても、今後の人口減少、超高齢化社会の進行などの課題の解消に向けて、SDGsの達成に向けた取組を進めていきます。

持続可能な世界を実現するための17の目標のうち、高齢者の保健福祉に係る目標は下記のとおりです。



■すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



■住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



■パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

〈持続可能な世界を実現するための17の目標〉

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の「市町村老人福祉計画」に相当し、当該市町村で確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。

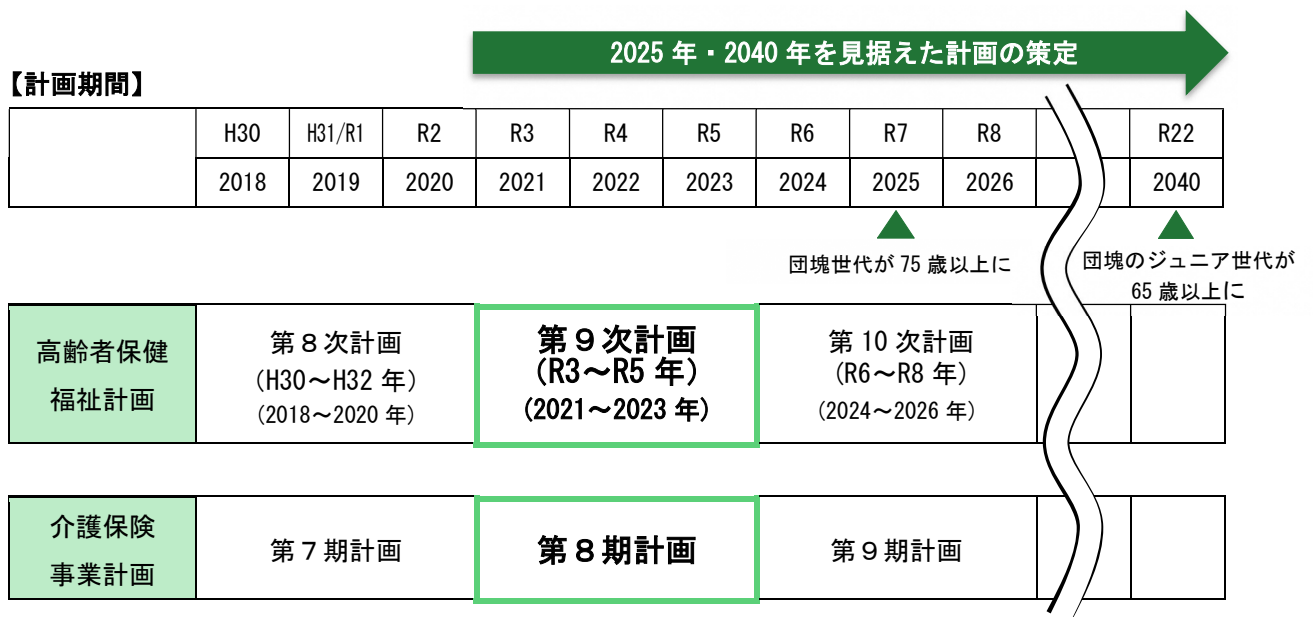
また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の「市町村介護保険事業計画」に相当し、介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることなどを定めるものです。

4 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間の取組を示したものです。

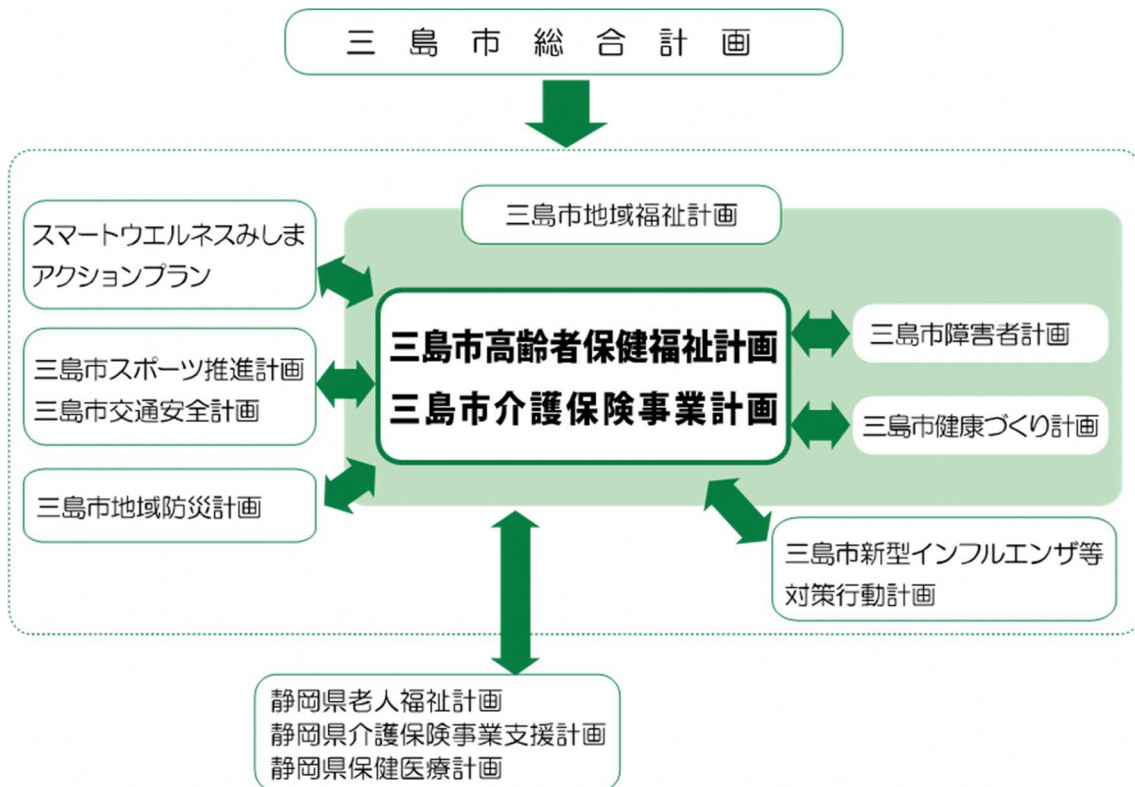
本計画策定においては、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）および「団塊のジュニア世代」が65歳以上になり、さらに現役世代が急減する令和22年（2040年）に向けて、必要な支援を地域の中で包括的に提供する「地域包括ケアシステム」を効果的に機能させる必要があります。

これらを踏まえ、中長期的視野に立って、段階的な充実の方針と本計画の位置づけを明らかにし、本計画の目標と具体的な施策を計画に表します。



5 他計画との関係

この計画は、静岡県老人福祉計画、介護保険事業支援計画及び静岡県保健医療計画と整合を図り、第5次三島市総合計画の実現に向け取り組む施策を、三島市地域福祉計画などを勘案し、一体的に策定するものです。



6 計画の策定体制

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定するため、市関係部課長による「三島市高齢者保健福祉計画等策定検討委員会」で素案を協議、検討し、「三島市高齢者保健福祉及び介護保険運営懇話会」の中で、市民代表及び有識者に幅広く意見を伺いました。

第2章 高齢者の現状と将来推計

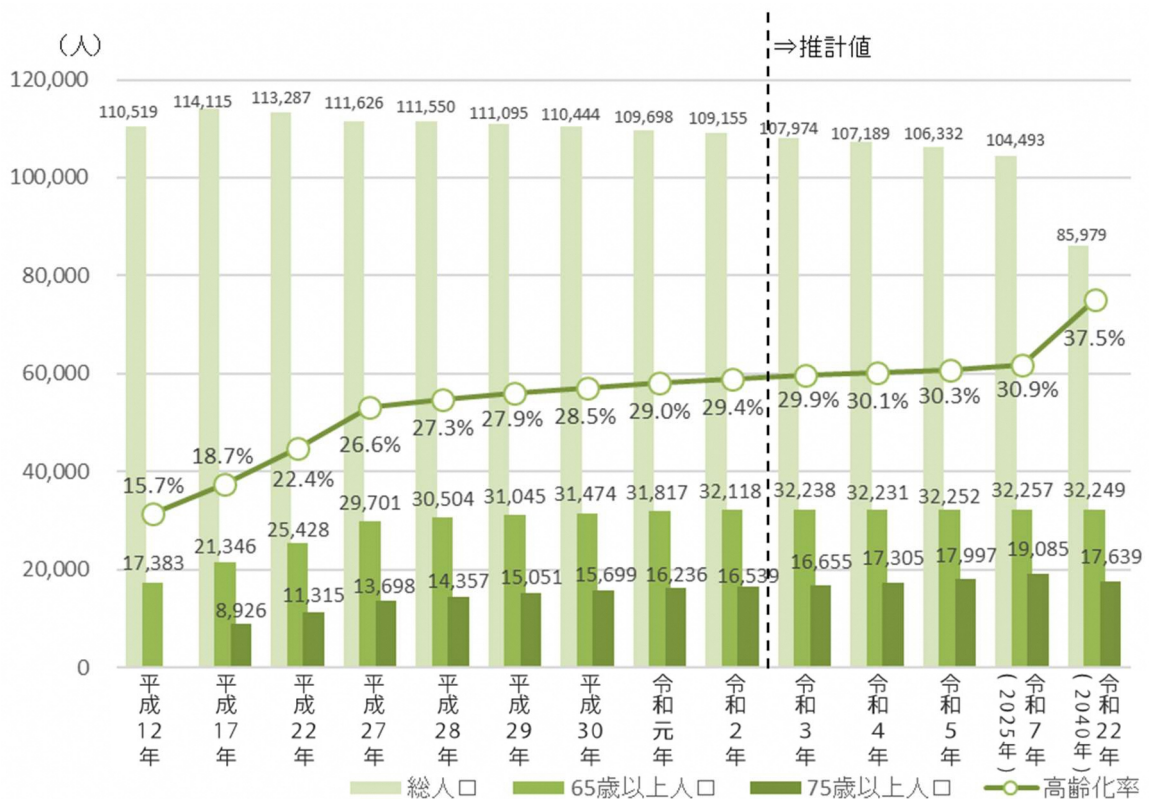
1 高齢者の現状と将来推計

(1) 人口構造

人口の推移を見ると、平成17年には114,115人でしたが、平成19年から減少傾向が続いており、令和2年には109,155人となっています。推計によると、令和5年には市内人口は約106,332人、令和7年には約104,493人、令和22年には約85,979人にまで減少すると予想されます。

一方で、65歳以上の高齢者人口は継続して増加しており、令和2年で32,118人となっています。推計によると、令和5年に約32,252人となり、その後は横ばいが続きますが、その内訳をみると、75歳以上の人口は令和11年あたりまで増加することが予想されています。

高齢化率は、令和2年の29.4%から、令和5年には30.3%、令和7年には30.9%、令和22年には37.5%となることが予想されています。



※平成12年は、国勢調査結果（10月1日現在、外国人登録者含む。）を掲載しています。

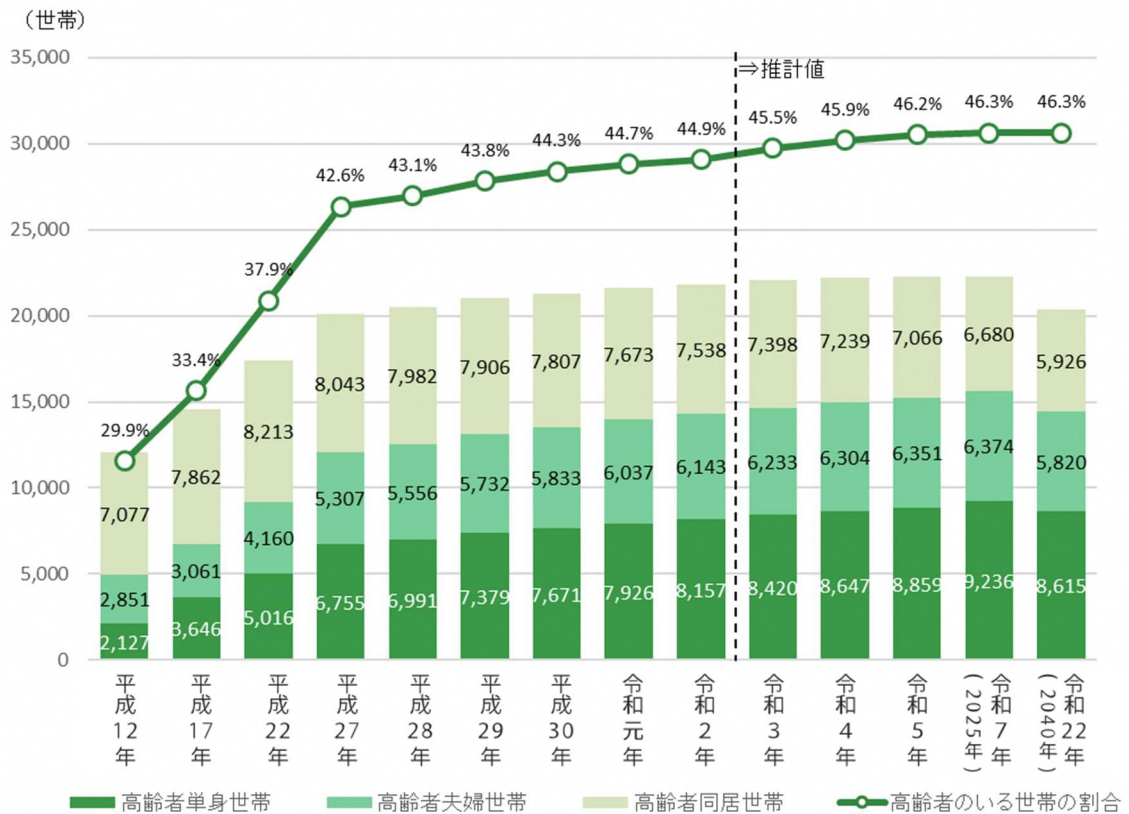
※平成17年、平成22年から令和2年までは、住民基本台帳（9月30日現在、外国人登録者を含む。）の人口を掲載しています。

※将来人口の推計は、住民基本台帳の人口を基に、単純コーホート法により算出しています。

(2) 世帯の状況

高齢者のいる世帯は増加が続いており、令和2年では21,838世帯となっています。推計によると、令和5年には約22,276世帯、令和7年には約22,290世帯になると予想されますが、令和21年から減少に転じ、令和22年には約20,361世帯になると予想されます。

高齢者のいる世帯の割合は平成25年から40%を超え、令和5年には46.2%令和7年には46.3%になると予想されます。



※その他の高齢者のみ世帯は非掲載にしています。

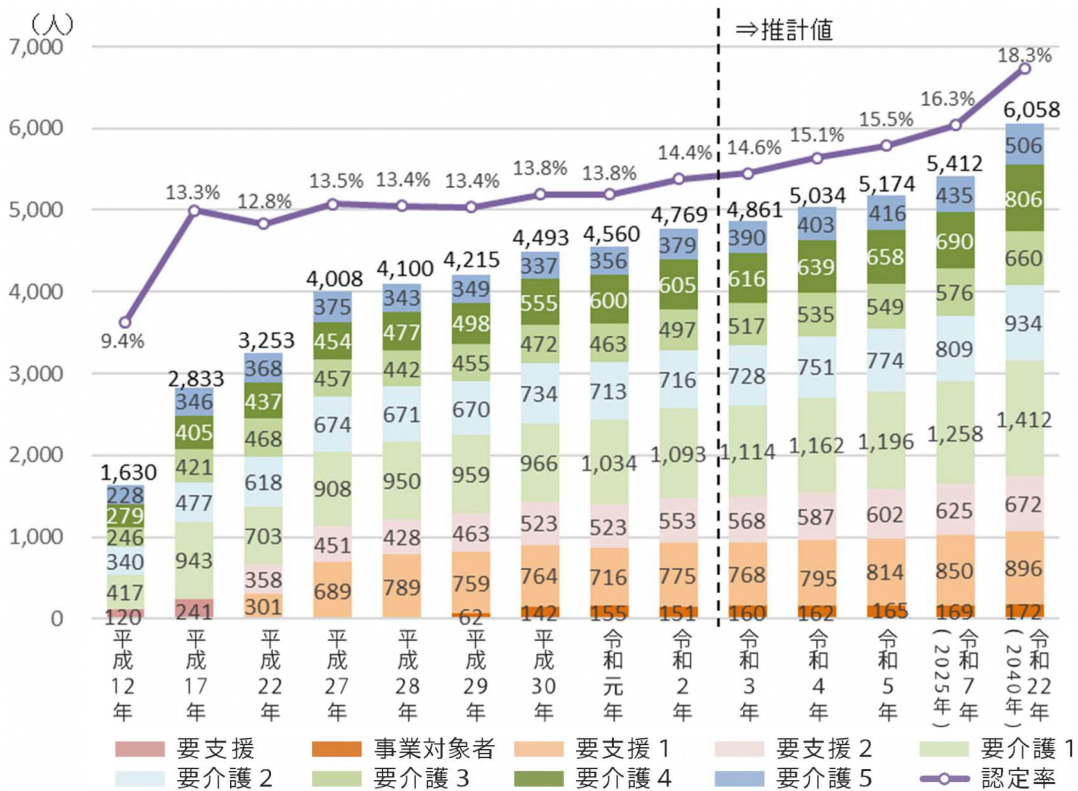
※平成12年は、国勢調査結果（10月1日現在、外国人登録者含む。）を掲載しています。

※平成17年、平成22年から令和2年は、高齢者福祉行政基礎調査結果（4月1日現在、外国人登録者含む。）を掲載しています。

※将来世帯数の推計は、住民基本台帳の世帯数と高齢者福祉行政基礎調査の高齢者世帯数を基に、回帰分析により算出しています。

(3) 要支援・要介護認定等の状況

要支援・要介護認定等の状況は、高齢者数の増加に伴い、該当者数も増加しており、令和2年では4,769人となっています。推計によると、令和5年には約5,174人、令和7年には約5,412人、令和22年には約6,058人まで増加すると予想されます。



※各年9月30日現在の認定者数

(4) 認知症高齢者等の状況

認知症高齢者及び若年性認知症の人の状況は、令和2年では2,764人となっています。推計によると、令和5年には約3,033人、令和7年には約3,180人、令和22年には約3,629人まで増加すると予想されます。

実績値(人)			推計値(人)				
平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
2,292	2,518	2,764	2,842	2,947	3,033	3,180	3,629

※平成30年から令和2年までの実績値は、各年9月30日現在の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」Ⅱ以上の人数としています。

※「認知症日常生活自立度」とは、介護保険の要介護認定時に用いられる指標で、自立→Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴの順に重度となります。Ⅱ以上は、認知症により日常生活に何らかの介護・支援を必要とする状態をいいます。

2 日常生活圏域の現状

地域の特性に応じた、多様で柔軟なサービス提供を可能とする支援体制とするため、地理的条件（旧行政区）なども考慮して、三島南地区、三島北地区、北上地区、錦田地区及び中郷地区の5つの「日常生活圏域」を設定しています。

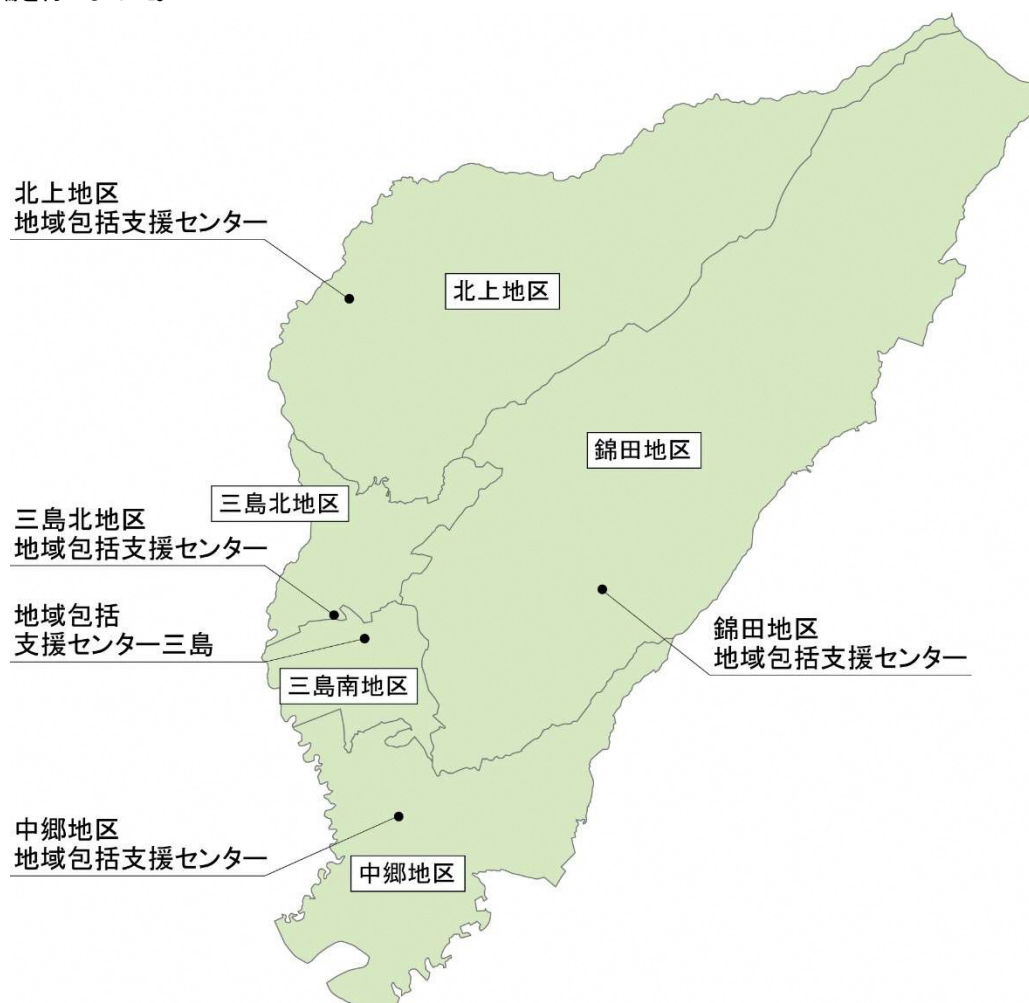
各地区には「地域包括支援センター」を設置し、地域の現状や課題の把握、ネットワークの構築などの取組を推進しています。

第8期計画においても、この5つの日常生活圏域を維持していきます。

	人口(人)	65歳以上(人)	高齢化率(%)
三島南地区	18,028	5,743	31.9%
三島北地区	21,404	5,583	26.1%
北上地区	22,726	7,007	30.8%
錦田地区	21,533	6,719	31.2%
中郷地区	25,464	7,066	27.7%
計	109,155	32,118	29.4%

※令和2年9月30日現在の住民基本台帳（外国人登録者を含む。）から掲載しています。

※令和元年10月1日に旧市内地区を中心としたエリアを三島南地区・三島北地区に分割するなどの日常生活圏域の再編を行いました。



第3章 第8次高齢者保健福祉計画・第7期 介護保険事業計画の実施状況と評価及び課題

1 高齢者の生きがい ～積極的な社会参加の促進～

(1) 社会活動の促進

①社会活動への参加支援

ア 生きがい教室事業

教室の広さや指導員人数から勘案すると、利用人数は上限に達しています。参加者が高齢化し、教室に参加できなくなる人もいますが、令和元年度には、新たな講座を開催し、新規利用者や男性利用者の参加につなげました。今後も、多くの方が参加しやすい魅力ある講座を検討する必要があります。令和2年3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館としました。

イ 老人福祉センター

年間6万人程度の利用がありますが、老人クラブ数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は減少しています。昭和59年開館の施設のため、老朽化が進んでいる設備が多く、計画的に維持管理を進めていく必要があります。

ウ 老人憩いの家

囲碁、将棋、詩吟の会が活動場所として利用しています。会員を増やしている会もありますが、高齢化による減少で、全体では会員増加につながりにくいのが現状です。今後は指定管理者と連携しながら、利活用を図っていく必要があります。令和2年3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館としました。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
生きがい教室事業	実施回数	1,200	1,209	100.8	1,200	1,091	90.9	1,200
	参加延人数	31,000	29,541	95.3	31,500	26,735	84.9	32,000
老人福祉センター	利用人数	71,500	66,676	93.3	72,000	57,520	79.9	72,500
老人憩いの家	利用回数	770	774	100.5	770	708	91.9	770
	利用人数	10,500	12,920	123.0	11,000	10,160	92.4	11,500

※次期計画値は、P. 55、56 参照

②地域活動の促進

ア 老人クラブ活動

会員の高齢化が進み、会長の担い手がいなくなったり脱会者が増えたりと、クラブ数、会員数ともに減少傾向であります。また、令和2年2～3月にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響で、新規会員勧誘につなげる活動を満足に実施することができませんでした。今後も会員数の増加に努め、活動内容のさらなる充実を促す必要があります。

イ 住民主体の通いの場の充実

各地域で行われている住民主体の通いの場の継続支援として、各種情報提供や連絡会を行いました。今後も、地域の中で人と人とのつながりや支え合いを深めていけるよう、通いの場の立ち上げや継続に関する相談や支援を行っていく必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
老人クラブ活動	単位老人クラブ数	53	52	98.1	53	49	92.5	53
	会員数	2,650	2,550	96.2	2,650	2,346	88.5	2,650
住民主体の通いの場の充実	通いの場数	30	36	120.0	31	40	129.0	31

※次期計画値は、P. 56、57 参照

③高齢者の外出支援

ア 高齢者バス・鉄道利用助成事業

対象高齢者の増加に伴い、利用者数及び利用枚数ともに増加しています。令和元年度には交付方法を変更し、窓口による申請での交付から対象者へ助成券を直接郵送する交付として、利用者の利便性の向上を図っています。今後も利用拡大に向けて検討を進めていく必要があります。

事業実績	平成30年度			令和元年度			令和2年度
	計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
申請者数 ※令和元年度は利用者数	9,200	9,609	104.5	9,300	14,272	153.5	9,400
利用枚数	230,000	199,936	87.0	240,000	278,131	115.9	250,000

※次期計画値は、P. 57 参照

(2) 趣味・学習活動の促進

①生涯学習の促進

ア みしま教養セミナー

平成26年度から日大コース、順天堂大コースを設け実施していますが、参加者平均年齢が70歳を超え高齢化しているため、実年齢層の参加を促すような、講座の充実が課題です。

イ 生涯学習まつり

市民生涯学習センター利用団体の活動を、一般市民に広く周知することで、生涯学習の一助となることを期待して実施していますが、利用団体の高齢化により、生涯学習まつり参加が困難との申し出があるため、参加層の拡大が必要です。

また、実行委員会形式で実施していますが、今まで以上に各団体の自主的な運営が行われる必要があります。

ウ 寿大学

受講生の募集には、毎年定員を超える応募があり、人気を博しています。今後も魅力ある講座を実施し、高齢者の生きがいづくりを進めて行く必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
みしま教養 セミナー	講座数	11	11	100.0	11	9	81.8	11
	参加人数	180	367	203.9	180	288	160.0	180
生涯学習まつり	回数	1	1	100.0	1	1	100.0	1
	入場者数	3,900	3,677	94.3	3,900	3,997	102.5	3,900
寿大学	開催回数	11	11	100.0	11	11	100.0	11
	参加人数	150	150	100.0	150	150	100.0	150

※次期計画値は、P. 58 参照

②スポーツ及びレクリエーションの推進

ア スポーツ及びレクリエーションの推進

体育振興会がない山田小学区を除いた、13校区でトリム教室を実施しています。山田小学区に体育振興会を再編することが課題です。

高齢者の体育施設の利用やスポーツ教室への参加は多く見られますが、教室によっては、定員以上の応募数があるため、ニーズに合わせて教室を開催する必要があります。

ゲートボール大会、輪投げ大会ともに各会員の減少に伴い、参加者が減少傾向にあります。今後は、一部の競技に限定することなくさまざまなスポーツなどのレクリエーション参加を促していく必要があります。

イ ラジオ体操の普及

三島ラジオ体操連盟をはじめ、各地域においてラジオ体操を実施しています。しかし、ラジオ体操自体が地域で自発的に行われている活動であり、把握が難しいのが課題です。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
体育振興会 トリム教室	教室数	13	13	100.0	13	13	100.0	13
	市長杯大会数	1	1	100.0	1	1	100.0	1
ゲートボール 大会	参加人数	60	55	91.7	60	44	73.3	60
	実施回数	2	2	100.0	2	2	100.0	2
輪投げ大会	参加人数	950	999	105.2	950	914	96.2	950

※次期計画値は、P. 59 参照

(3) 就労等への支援

①就労等への支援

ア 高齢者いきがいセンター

センターの利用については、高齢者に特化した就労支援という利用目的に限定されているため、利用回数の大幅な増加は難しいですが、利用人数は増加傾向にあります。今後も指定管理者と連携し、高齢者の社会参加を支援していく必要があります。

イ シルバー人材センター

会員数は増加傾向にあります。令和元年度からは、ハローワーク三島の会場においてもシルバー人材センターの入会説明会を開始しました。

今後も引き続き、広く周知を行えるようさまざまな場面でPR活動を行い、高齢者の就労を支援していく必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
高齢者 いきがいセンター	利用回数	480	420	87.5	490	416	84.9	500
	利用人数	1,580	1,890	119.6	1,590	2,363	148.6	1,600
シルバー人材 センター	会員数	680	695	102.2	690	724	104.9	700

※次期計画値は、P. 60 参照

2 健康づくりと介護予防の充実

(1) 健康づくりの推進

①健康づくり事業

全体としては、おおむね計画どおりに行うことができています。生活習慣病の発症・重症化を予防するためには、定期的に健診を受診し、健康状態を確認することが重要であることから、退職後も自らの意思で健診を受診できるよう促していく必要があります。

ア 特定健診・後期高齢者健診

国民健康保険の特定健診は被保険者の健康の確保と生活習慣病予防や介護予防につなげることを目的に実施しており、後期高齢者健診は静岡県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて実施しています。

課題となっている健診受診率向上や重症化予防のため未受診者への訪問、健診後のフォローとして重症化予防訪問などを実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、定期の受診控えから生活習慣病の重症化が懸念されています。

イ がん検診

受診率向上のため、対象者への個別受診券送付や保健委員による受診率向上街頭キャンペーン、ロコミ活動による受診勧奨を実施していますが、受診率は横ばいであり、無関心層への周知が課題となっています。

ウ 歯周病検診

歯周病の好発年齢である40、50歳代の対象年齢を増やしていますが、全体として受診率は減少傾向にあります。歯周病は糖尿病や肺炎などさまざまな疾患と密接な関連があるため、より一層の受診率向上の工夫が必要となっています。

エ 骨粗鬆症検診

検診の結果、要精密検査となった対象者の精密検査受診率向上が課題となっています。また、年齢が上がるにつれ受診時にはすでに骨粗鬆症の状態である方が多くなるため、早期からの啓発が必要と考えられます。

オ 肝炎ウイルス検査

生涯に1度の検査であり、肝炎ウイルスの早期発見、早期治療に結び付けるよう実施しています。65歳、70歳以上及び、70歳未満の後期高齢者医療受給者は自己負担金無料としていますが、受診率は横ばいの状態であり、受診率向上について周知内容の工夫が必要と考えられます。なお、要精密検査となった対象者の精密検査受診率は向上しています。

カ 健康教育

地域の自主グループやシニアクラブなどの小集団から健康教育講座の依頼が増加しています。今後も生活習慣病予防や介護予防、健康づくりなど正しい健康情報の提供を行うとともに、住民主体の活動を支援する役割を担うことが求められています。参加する人が固定化している事業もあるため、事業の周知も課題となっています。また、感染症対策を講じながら実施する必要があります。

キ 健康相談

個々の健康状態に沿った相談会の事業を多く実施しており、参加者数は増加しています。地域の団体などからの要望に応じ、より身近な地域で相談できるような機会の設置が求められています。

ク イベント

平成30年度までは計画どおり実施できていますが、台風と新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったイベントがあったため、実績が減少しています。イベントの中で楽しみながら健康づくりの知識普及・啓発を実施していますが、今後は感染症対策を講じながら実施する必要があります。

ケ 健康管理訪問事業

各家庭に訪問して相談・保健指導を実施しています。特に健診未受診者に対する受診勧奨、健診受診後の生活改善、要医療と判定された方への受療勧奨を中心に実施しており、訪問件数は増加しています。各家庭で対象者と対面することから、感染症対策を講じながら実施する必要があります。

コ 感染症予防

インフルエンザワクチン予防接種の接種率は、例年50%前後で推移しています。肺炎球菌ワクチン予防接種は、平成30年度で接種対象者の特例措置が終了される予定であったため、令和元年度以降の計画値は65歳のみを対象とした数値で策定していましたが、特例措置の延長に伴い、令和元年度から2回目の接種勧奨を実施しています。

結核検診の受診者数、受診率はほぼ横ばいの状態です。要精密検査となった方の罹患報告はありません。

いずれの事業についても接種率・受診率の向上が課題です。また、新たな感染症対策では、迅速かつ的確な情報提供や新しい生活様式の周知が必要となっています。

サ 歯科口腔保健（^{ハチマルニイマル}8020運動）の推進

歯科口腔保健への関心を高めるため、歯科医師会など関係機関や三島市8020推進員と協力し、「8020運動」の普及・啓発を実施しています。例年、歯と口の健康週間に開催する「歯と口の健康まつり」にて8020運動の実践者審査を行っていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「歯と口の健康まつり」は中止となりました。今後は、より多くの方が審査を受けられるよう、事業の実施方法を検討していく必要があります。

第3章 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の実施状況と評価及び課題

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
特定健診 (65～74歳の三島市 国民健康保険加入者)	受診者数	5,523	6,059	109.7	5,465	5,698	104.3	5,477
	受診率	46	49	106.5	49	48	98.0	52
後期高齢者健診 (75歳以上)	受診者数	6,320	6,618	104.7	6,450	6,755	104.7	6,550
がん検診受診者数 (65歳以上)	胃がん検診	7,700	7,578	98.4	7,770	7,525	96.8	7,860
	肺がん検診	11,580	11,517	99.5	11,700	11,277	96.4	11,800
	大腸がん検診	9,300	9,088	97.7	9,370	8,912	95.1	9,440
	前立腺がん検診	3,220	3,532	109.7	3,220	3,203	99.5	3,220
	子宮がん検診	900	905	100.6	1,520	1,295	85.2	970
	乳がん検診	1,480	1,277	86.3	1,860	1,589	85.4	1,820
歯周病検診 (65歳・70歳)	受診者数	360	299	83.1	360	259	71.9	360
	受診率	11	8.9	80.9	11	7.7	70.0	11
骨粗鬆症検診 (65歳・70歳)	受診者数	90	56	62.2	90	63	70.0	90
	受診率	5.5	3.3	60.0	5.5	3.7	67.3	5.5
肝炎ウイルス検査 (65歳以上)	受診者数	700	614	87.7	700	524	74.9	700
健康教育 (65歳以上)	実施回数	123	121	98.4	123	116	94.3	123
	参加者数	2,800	3,146	112.4	2,800	2,723	97.3	2,800
健康相談 (65歳以上)	実施回数	110	97	88.2	110	106	96.4	110
	参加者数	1,350	1,595	118.1	1,350	1,722	127.6	1,350
イベント (65歳以上)	開催回数	4	4	100.0	4	2	50.0	4
	参加者数	700	719	102.7	700	657	93.9	700
健康管理訪問事業	訪問件数	84	192	228.6	84	229	272.6	84
インフルエンザ ワクチン 予防接種(定期)	接種者数	16,000	16,018	100.1	16,500	17,039	103.3	17,000
	接種率	50	49.8	99.6	50	52.4	104.8	50
肺炎球菌 ワクチン 予防接種(定期)	接種者数	3,000	2,760	92.0	750	884	117.9	750
	接種率	50	41.3	82.6	50	22.0	44.0	50
結核検診	受診者数	150	104	69.3	150	113	75.3	150
	受診率	0.5	0.3	60.0	0.5	0.3	60.0	0.5
歯科口腔保健 (8020運動)の推進	8020運動 実践者数	80	74	92.5	80	74	92.5	80

※8020運動実践者数は、「歯と口の健康まつり」において、20本以上の歯があると認められた80歳以上の参加者数

※次期計画値は、P.62～65、68、69参照

(2) 介護予防事業の推進

①介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

本市では、「総合事業訪問介護」、「訪問型サービスA」及び「訪問型サービスB」を実施しています。今後は、高齢者人口の増加に対し介護専門職が不足すると予想されるため、緩和型のサービスや住民主体のサービスの提供体制を整える必要があります。

イ 通所型サービス

本市では、「総合事業通所介護」を実施しています。今後は、訪問型サービスと同様に、緩和型サービスの必要性についても検討していく必要があります。

ウ 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者などの状況に応じた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう地域包括支援センターと連携し、介護予防ケアマネジメントの充実を図る必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
総合事業 訪問介護	年間延人数	2,300	2,260	98.3	2,399	2,398	100.0	2,489
訪問型 サービスA	年間延人数	1,696	1,962	115.7	1,769	1,673	94.6	1,835
訪問型 サービスB	年間延人数	240	48	20.0	250	30	12.0	260
総合事業 通所介護	年間延人数	5,473	6,178	112.9	5,707	6,253	109.6	5,922
介護予防ケア マネジメント	年間延人数	4,625	5,007	108.3	4,823	4,874	101.1	5,005

※次期計画値は、P. 66、67 参照

②一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

シルバーコンシェルジュなどの相談の中で、何らかの支援を要する人に対し、地域資源などを紹介し介護予防活動へつなげています。今後も各種相談業務を通じて、介護予防活動を周知していく必要があります。

イ 介護予防普及啓発事業

元気高齢者の増加、健康寿命の延伸のため、介護予防に関する知識の普及や啓発を行っています。令和2年度は、従来の教室型の講座のほか、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けにくい、オンラインを活用した講座も実施しました。今後も、さまざまな状況に対応可能な事業を実施していく必要があります。

ウ 地域介護予防活動支援事業

介護予防を目的とした自主グループや地域団体に対し、介護予防に対する意識の向上を図り、要介護者の減少を目指しています。今後も、地域リーダー育成や意識の向上につながるよう支援をしていく必要があります。

エ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況などの検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行い、検証し、その結果に基づき改善に努めていく必要があります。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民主体の通いの場などへ理学療法士などのリハビリテーション専門職が支援を行っています。今後も専門職が関与する中で、より効果的な事業を実施していく必要があります。令和2年3月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、リハビリテーション専門職の派遣ができないことから実施に至りませんでした。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
介護予防普及啓発事業	参加者数	2,800	2,274	81.2	2,800	2,584	92.3	2,800
地域介護予防活動支援事業	参加者数	430	239	55.6	440	358	81.4	450
地域リハビリテーション活動支援事業	派遣回数	30	12	40.0	30	23	76.7	30

※次期計画値は、P. 67 参照

3 暮らしを支える介護サービスの充実

(1) 介護予防サービス

①居宅サービス

介護予防の居宅サービスについて、要支援認定者数は増加しており、介護予防訪問看護、介護予防特定施設入居者生活介護などにおいて計画値を大きく上回るなど、一部のサービスでは実績値と計画値に乖離が見られるものもありますが、介護予防サービスの給付費全体で見ると、おおむね計画どおりとなりました。

今後も引き続き要支援認定者数は増加が見込まれるため、介護予防サービス量の推計を適切に行っていく必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
介護予防訪問入浴介護	年間延回数	0	34	皆増	0	1	皆増	0
介護予防訪問看護	年間延回数	4,111	6,355	154.6	4,831	7,093	146.8	5,552
介護予防訪問リハビリテーション	年間延回数	1,898	1,655	87.2	2,017	1,778	88.2	2,170
介護予防居宅療養管理指導	年間延人数	528	621	117.6	612	543	88.7	684
介護予防通所リハビリテーション	年間延人数	2,712	2,548	94.0	2,820	2,713	96.2	2,952
介護予防短期入所生活介護	年間延人数	252	179	71.0	264	172	65.2	276
介護予防短期入所療養介護	年間延人数	36	58	161.1	36	40	111.1	36
介護予防特定施設入居者生活介護	月平均人数	25	36.3	145.2	25	33.3	133.2	25
介護予防福祉用具貸与	年間延人数	5,232	5,507	105.3	5,472	5,458	99.7	5,772
特定介護予防福祉用具販売	年間延人数	132	105	79.5	132	111	84.1	132
介護予防住宅改修	年間延人数	144	135	93.8	144	134	93.1	144
介護予防支援	年間延人数	6,528	7,729	118.4	6,672	7,883	118.2	6,888

※国保連合会業務統計表（確定給付統計）及び事業状況報告年報

※次期計画値は、P. 93～95 参照

②地域密着型サービス

介護予防の地域密着型サービスについて、事業規模が小さく傾向は判断しにくい状況ですが、介護予防認知症対応型通所介護は平成 29 年度に新規事業所が開設し、計画値を上回る実績となりました。

また、介護予防小規模多機能型居宅介護は令和元年度に 2 施設開設を計画しましたが、開設に至らなかったため計画値に達しませんでした。

介護予防の地域密着型サービスは今後も利用者が少ない状況が見込まれますが、引き続き利用可能な体制を確保していく必要があります。

事業実績		平成 30 年度			令和元年度			令和 2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
介護予防認知症 対応型通所介護	年間延人数	0	32	皆増	0	23	皆増	0
介護予防小規模 多機能型居宅介護	月平均人数	1	0.5	50.0	9	0	皆減	9
介護予防認知症 対応型共同生活介護	月平均人数	0	0	-	0	0.2	皆増	0

※国保連合会業務統計表（確定給付統計）及び事業状況報告年報

※次期計画値は、P. 94、95 参照

(2) 介護サービス

① 居宅サービス

介護サービスの対象者である要介護認定者は年々増加しています。介護の居宅サービスすべてにおいて、実績値の割合が計画値の70%から110%台となり、おおむね計画どおりとなりました。また、介護サービスの給付費全体でみても、おおむね計画どおりとなっています。

今後も引き続き、要介護認定者数は増加が見込まれるため、介護サービス量の推計を適切に行っていく必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
訪問介護	年間延回数	246,136	220,709	89.7	266,681	268,081	100.5	289,133
訪問入浴介護	年間延回数	2,784	1,992	71.6	2,904	2,210	76.1	3,044
訪問看護	年間延回数	29,808	26,185	87.8	33,238	26,833	80.7	36,564
訪問リハビリテーション	年間延回数	5,755	6,641	115.4	5,858	5,947	101.5	6,242
居宅療養管理指導	年間延人数	5,376	4,609	85.7	6,396	5,208	81.4	7,476
通所介護	年間延回数	118,438	116,234	98.1	125,316	118,067	94.2	132,337
通所リハビリテーション	年間延回数	35,636	31,918	89.6	37,255	33,435	89.7	39,132
短期入所生活介護	年間延日数	46,768	40,124	85.8	49,457	43,803	88.6	52,913
短期入所療養介護	年間延日数	6,742	6,404	95.0	7,596	6,573	86.5	8,570
特定施設入居者生活介護	月平均人数	151	170.9	113.2	159	173.2	108.9	167
福祉用具貸与	年間延人数	12,888	13,244	102.8	13,320	14,232	106.8	13,800
特定福祉用具販売	年間延人数	228	238	104.4	228	186	81.6	228
住宅改修	年間延人数	192	174	90.6	192	167	87.0	192
居宅介護支援	年間延人数	20,556	21,130	102.8	20,772	22,155	106.7	21,192

※国保連合会業務統計表（確定給付統計）及び事業状況報告年報

※次期計画値は、P. 96、97 参照

②地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び地域密着型通所介護において、令和元年度は計画値を大きく下回るなど、一部のサービスでは実績値と計画値に乖離が見られるものもありますが、おおむね計画どおりとなりました。

今後も引き続き、住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域密着型サービスとして市民のニーズに合わせた細やかなサービスの提供ができるよう整備を進めていく必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年間延人数	360	252	70.0	360	183	50.8	360
夜間対応型訪問介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	年間延回数	8,897	11,092	124.7	9,067	11,661	128.6	9,244
小規模多機能型居宅介護	月平均人数	24	22.5	93.8	66	20.1	30.5	66
認知症対応型共同生活介護	月平均人数	135	129.8	96.1	153	131.2	85.8	153
地域密着型特定施設入居者生活介護	月平均人数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	月平均人数	20	18.8	94.0	20	18.2	91.0	20
看護小規模多機能型居宅介護	年間延人数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	月平均人数	219	154.3	70.5	225	152.4	67.7	232

※国保連合会業務統計表（確定給付統計）及び事業状況報告年報

※次期計画値は、P. 98、99 参照

③施設サービス

介護療養型医療施設は令和5年度末で廃止となるサービスのため、利用者は減少傾向にある一方で、介護医療院は平成30年度から創設された施設サービスであり、近隣市町で開設されたことから利用者が増え、令和元年度の実績値が計画値を大きく上回る結果となりました。

また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、平成31年4月1日現在の入所申込状況において、申込実人数は99人のところ、在宅で6ヶ月以内の入所を希望されている人は39人おり、このうち静岡県の入所指針により入所の必要性が高いと判断される人は21人で、入所希望者は減少傾向にあります。

今後も引き続き、要介護認定者数は増加が見込まれるため、施設サービス量の推計を適切に行っていく必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
介護老人福祉施設	月平均人数	419	430.2	102.7	421	424.7	100.9	424
介護老人保健施設	月平均人数	261	257.1	98.5	267	256.7	96.1	273
介護療養型医療施設	月平均人数	17	12.3	72.4	6	6.8	113.3	6
介護医療院	月平均人数	0	2.2	皆増	2	8.5	425.0	2

※国保連合会業務統計表（確定給付統計）及び事業状況報告年報

※次期計画値は、P.99 参照

(3) 給付の適正化と人材の確保

①介護給付の適正化の推進

第4期三島市介護給付適正化計画に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報のとの突合」、「介護給付費通知」の主要5事業のすべてを実施しています。

「住宅改修等の点検」においては、リハビリテーション専門職及び建築専門職が点検できる体制を整備し、専門的な見地からの意見を参考にチェックの強化に努めています。

今後も引き続き、主要5事業に取り組み、適切なサービスの確保や介護報酬の請求誤りなどを早期に発見するなどの介護給付の適正化に努める必要があります。

②介護人材の確保

介護職員初任者研修費等助成事業費補助金を交付し、市内事業所の人材確保及び介護人材の質の確保に努めました。平成30年度からは総合事業の事業所を対象施設に追加し、令和元年度からは介護職員初任者研修に加え介護福祉士実務者研修も補助対象とし、市民がより活用しやすい補助金となるように交付要件の見直しを図っています。

また、市内小・中学生に対し認知症サポーター養成講座や福祉に関する授業を開催し、介護及び認知症の知識や支援方法などを伝える中で、介護に関する理解を深めてもらえるよう努めました。

今後は将来の就業につながるよう、小・中学生の介護職場への興味・関心を高める取組をさらに進める必要があります。

4 認知症施策の総合的な推進

(1) 認知症の人を支える体制づくり

①認知症の人を支える体制づくり

ア 認知症地域支援・ケア向上推進事業

三島北地区地域包括支援センターの開設に伴い、令和元年度に認知症地域支援推進員を7人に増員しました。今後も認知症地域支援推進員を中心に支援や事業を推進し、認知症の方やその家族の視点を重視した施策を展開することが必要です。

イ 認知症高齢者見守り事業

探知機の貸出事業を平成30年度に廃止し、令和元年度に緊急通報装置設置費補助金に切り替えました。

見守り登録事業では、各自治会への通知、総合防災訓練、認知症サポーター養成講座などでの周知活動も行い、見守りシール登録者数が増加しました。今後も、さらに広く市民に本事業と見守りシールを周知して地域の見守り意識を高めるとともに、県が実施する見守り広域連携事業にも協力していくことが必要です。

ウ 認知症初期集中支援推進事業

各地域包括支援センター職員、医師、市職員などによる9人の認知症初期集中支援チーム員で、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対して訪問、観察、評価、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートしました。今後も関係機関との連携を強化した活動の実施が必要です。

エ 認知症サポーター養成事業

市内の各地域、企業、専門学校などにおいて認知症サポーター養成講座を計画回数以上に開催しました。養成者数は計画値を下回ったものの、認知症サポーターの人数は増えています。今後も小・中学生、高校生などを対象にした講座の開催に努め、若年層の認知症への理解の促進と認知症サポーター養成を図るとともに、認知症サポーターが地域で活躍できる体制を整備していく必要があります。

オ 認知症ケアパスの普及

認知症ケアパスの冊子について、平成30年度と令和元年度に改訂を行い、より読みやすく、最新情報が充実した内容としました。各年度1,500冊作成し、居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所、民生委員などに配布しましたが、引き続き広く普及を図ることが必要です。

第3章 第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の実施状況と評価及び課題

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
認知症地域支援・ケア向上推進事業	認知症地域支援推進員数	6	6	100.0	7	7	100.0	7
認知症高齢者見守り事業	探知機登録者数	7	2	28.6	7	2	28.6	7
	見守りシール登録者数	40	38	95.0	50	58	116.0	60
認知症初期集中支援推進事業	チーム員実人数	8	8	100.0	9	9	100.0	9
認知症サポーター養成事業	養成者数	670	598	89.3	670	611	91.2	670
	開催回数	25	30	120.0	25	27	108.0	25

※次期計画値は、P. 77、78 参照

(2) 認知症の人の家族への支援

①認知症の人の家族への支援

ア 認知症カフェ事業

市内各地域での認知症カフェの開設を推進し、令和元年度には北上、錦田及び中郷の3地区で1か所ずつ、令和2年度には三島北地区にも開設しました。地区ごとに独自の内容での活動が行われています。

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症により、開催できない影響が出ていますが、今後も認知症の人やその家族の交流の場として各地区で運営していくことが必要です。

イ 認知症家族会支援事業

認知症の人の家族に対し、認知症家族会の定期開催や会員の自主活動サポートなどの支援を行いました。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、認知症家族会の開催が1回中止となりました。今後、認知症家族会を広く周知し、より多くの参加と意見を得ながら、支援を充実させる必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
認知症カフェ事業	認知症カフェ数	2	3	150.0	3	4	133.3	4
	利用延人数	960	1,308	136.3	980	1,541	157.2	1,000
認知症家族会支援事業	開催回数	9	10	111.1	10	9	90.0	12

※次期計画値は、P. 80、81 参照

5 支え合う地域づくりの推進

(1) 相談・支援体制の強化

①包括的支援事業（地域包括支援センター）

令和元年10月の日常生活圏域の再編により、三島南地区は直営型として地域包括支援センター三島が運営し、三島北地区の「三島北地区地域包括支援センター」は、委託型として、公募型プロポーザル方式で選定した法人が運営を開始しました。

今後、各地域包括支援センターにおいて、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年も見据えた効率的な運営と充実した支援の実施が必要となります。

ア 総合相談支援

新設の三島北地区地域包括支援センターを含め、市内5か所の地区で、窓口、電話、訪問などによる総合相談支援を行いました。今後、医療と介護を必要とする高齢者の増加が予想され、相談・支援体制をより強化していく必要があります。

イ 高齢者虐待防止・権利擁護

虐待防止の啓発広報により市民の認識を高めるとともに、高齢者虐待対応マニュアルにより関係機関の意識・対応を統一化し、連携した支援の体制づくりを進めました。成年後見制度の相談も増えている中、今後も、関係機関と連携した虐待防止と迅速な対応、成年後見制度の周知に努めていく必要があります。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント

地域住民への出前講座や介護支援専門員の意見交換会、三職種の部会などにより多職種連携やケアマネジメントの後方支援を行いました。開催回数は減少しました。今後も介護支援専門員の個別支援や環境整備を進めていく必要があります。

令和2年3月以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、開催方法の検討も必要です。

エ 地域ケア会議推進事業

各地域包括支援センターによる地域ケア個別会議を通じて地域課題を抽出し、地域ケア推進会議でその課題の解決のための社会資源の開発などを行いました。また、介護予防のための地域ケア個別会議では、専門職の助言が介護支援専門員のケアマネジメントへの支援となりました。今後も効果的な会議を通じて、さらなる地域課題の把握が必要です。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
包括的支援事業	地域包括支援センター数	4	4	100.0	5	5	100.0	5
総合相談支援	相談人数	1,730	1,869	108.0	1,760	1,729	98.2	1,780
包括的・継続的ケアマネジメント	会議、部会、研修、講座開催回数	200	161	80.5	220	156	70.9	220
地域ケア会議推進事業	開催回数	30	34	113.3	35	39	111.4	35

※次期計画値は、P. 71、72 参照

②その他の事業

ア 高齢者くらし相談事業

多くの高齢者が気軽に立ち寄り、悩み事や困り事を相談することができる場所を提供します。また、年3回行う「健康講座」も好評を得ております。新型コロナウイルス感染症予防のため、令和2年3月は休館しました。今後も引き続き、高齢者が立ち寄りやすい環境づくりに努めていく必要があります。

イ 養護老人ホーム

養護老人ホームへの措置が必要とされるものについて、措置の是非について検討する有識者による入所判定委員会を開催し、適正な措置を実施しています。また、昭和42年に開寮して以来、老朽化が進んでいるため、施設及び設備の計画的な更新が課題となっています。

ウ 成年後見制度利用支援事業

令和元年6月に三島市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、令和元年10月に三島市成年後見支援センターを開設するなど、成年後見制度利用促進を図っています。今後は、制度を適切に活用していただくために制度の周知が課題となっています。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
高齢者くらし相談事業	来所者数	9,200	7,974	86.7	9,400	7,403	78.8	9,600
成年後見制度利用支援事業	支援実人数	7	6	85.7	9	4	44.4	11

※次期計画値は、P. 73、87 参照

(2) 在宅医療・介護の連携推進

①在宅医療・介護の連携推進

ア 在宅医療・介護連携推進事業

平成30年度に作成した看取りガイドを令和元年度に全戸配布するとともに、地域住民や中学生に対する出前講座を開催して在宅医療・介護に関する普及啓発に努めました。今後は医療・介護に関する各種データを活用しながら現状の見える化を図り、連携の課題と対応策について検討していくことが必要です。

イ 寝たきり者等歯科訪問調査事業

三島市歯科医師会との協力により、寝たきりなどで歯科診療所での受診が困難な市民に対して歯科医師が訪問し、調査を実施します。高齢者は増加していますが、歯科医院のバリアフリー化も進んでいることで通院できるケースも増加していると考えられます。引き続き、必要な方がサービスを受けられるように周知をしていく必要があります。

ウ かかりつけ医・歯科医・薬剤師の重要性の啓発

毎年、広報みしまで検診事業や歯と口の健康週間と併せて「かかりつけ」の重要性について記事を掲載し、啓発を図っています。

また、令和元年度には市内医療機関や薬局などの情報を掲載した医療マップを全戸配布し、「かかりつけ」を持つことを呼び掛けています。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
在宅医療・介護 連携推進事業	講演会、研修、会議 開催回数	8	8	100.0	9	9	100.0	10
寝たきり者等歯科 訪問調査事業	利用者数	179	181	101.1	179	166	92.7	179

※次期計画値は、P.74 参照

(3) 在宅生活を支える基盤の整備

①生活支援サービス

ア 福祉用具・住宅改修支援事業

要支援・要介護認定者の増加に伴う件数の増加を見込みましたが、令和元年度は計画値を大きく下回る実績となりました。件数は減少傾向にありますが、要支援・要介護認定者が在宅での生活を継続できるよう、引き続き支援する必要があります。

イ 地域自立生活支援事業

在宅の一人暮らしの高齢者に昼食を配達しながら安否確認を行っています。同様の民間サービスの充実や配達事業者の撤退などにより、利用者は減少傾向にありますが、良質なサービスの提供を引き続き実施する必要があります。

介護相談員派遣事業では、7人の相談員が毎月4、5回程度介護保険施設を訪問し、利用者やその家族の相談に応じています。冬季はインフルエンザ感染予防のため、また令和元年度は新型コロナウイルス感染症の予防対策も加わり、施設訪問ができず、平成30年度及び令和元年度ともに派遣延回数が計画値に達しませんでした。本事業は介護サービスの質の向上につながるものであるため、今後も引き続き実施する必要があります。

ウ 短期生活援助事業

平成29年度から開始した総合事業の訪問型サービスAと同内容のサービスとなっており、利用者は減少しているため、制度の検討が必要です。

エ 訪問理美容サービス事業

寝たきりなどにより理美容院に出向くことが困難な高齢者の自宅に理美容師が出向く際の交通費を助成することで理美容サービスを自宅で受ける事ができ、より快適な在宅生活の支援につながるため、今後も継続して実施していく必要があります。

オ 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如しているために社会適応が難しい高齢者や緊急的に保護が必要な高齢者を一時的に老人福祉施設への宿泊させる事業となっており、緊急時の対応として、今後も引き続き受け入れ態勢の整備に努めていく必要があります。

カ 緊急通報体制等整備事業

緊急通報用の機器の貸与を平成30年度まで実施していましたが、令和元年度から緊急通報装置設置費補助金を創設し、緊急通報システム導入者に補助しています。今後は緊急通報装置設置費補助金の周知が課題となっています。

キ 生活支援体制整備事業

6人の生活支援コーディネーターが、各日常生活圏域の課題解決に向けて地域住民と会議の場を持ちました。今後は、課題解決のためのサービス創設などを目指し、各地域の活動を支援していく必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
福祉用具・住宅改修支援事業	理由書作成手数料支払い件数	50	42	84.0	50	26	52.0	50
給食サービス事業	年間延配食数	54,000	30,720	56.9	54,000	21,859	40.5	54,000
介護相談員派遣事業	介護相談員実人数	7	7	100.0	7	7	100.0	7
	派遣延回数	400	357	89.3	400	343	85.8	400
訪問理美容サービス事業	利用実人員	15	19	126.7	15	21	140.0	15
	派遣延回数	30	46	153.3	30	40	133.3	30
緊急通報体制等整備事業	利用人数	125	123	98.4	125	97	77.6	125
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター人数	6	6	100.0	6	6	100.0	6
	各圏域におけるワークショップ・勉強会開催回数	2	2	100.0	2	3.25	162.5	2

※次期計画値は、P. 83、85、86 参照

②家族介護者支援事業

ア 家族介護教室

市内事業所や順天堂大学保健看護学部の協力を得て教室を実施しています。今後は、事業内容の周知を行い新たな実施事業所を開拓する必要があります。

イ 家族介護継続支援事業

紙おむつを自宅へ配布することで、自宅で介護している介護者の負担を軽減し、おむね計画どおり実施となっており、今後も継続していく必要があります。

ウ 在宅寝たきり老人等介護者手当支給事業

要介護3以上の認定を受けた高齢者を在宅で介護している同居の介護者に手当を給付しています。今後は高齢者、介護者の状況を踏まえ、支給していく必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
家族介護教室	開催回数	9	11	122.2	9	8	88.9	9
	参加延人数	170	116	68.2	170	95	55.9	170
家族介護継続支援事業	実利用者	70	58	82.9	70	60	85.7	70
在宅寝たきり老人等介護者手当支給事業	延受給者	420	363	86.4	420	367	87.4	420

※次期計画値は、P. 86、87 参照

③高齢者見守りネットワーク

現在、新聞配達事業者をはじめとする 27 者と「高齢者見守りネットワークに関する協定」を締結しています。協定先からの通報実績は、平成 30 年度は 17 件、令和元年度は 14 件ありました。日常業務の中で高齢者宅の異変を察知した民間事業者からの緊急通報により、家の中で動けなくなっていた高齢者が発見され、無事救出された例もあり、一人暮らしの高齢者の心強い見守りとなっています。

今後も、地域における多くの目で高齢者を見守るネットワークの充実のため、協力事業所の一層の協力と新規協力事業所等の増加に努める必要があります。

(4) 住環境整備の推進

①住宅対策

ア 安全な居住環境の整備

現在、市営住宅入居者の単身高齢者割合が増加しており、移動負担の軽減や入居希望者に対応するため、一人用住戸の増設などが必要となっています。

市営南二日町住宅において高齢者の移動負担の軽減のためエレベーターの設置を行うとともに、単身高齢者向けに1DKタイプの住戸を設けるなど全面的改善事業を実施しました。(令和2年度完成)

イ 高齢者住宅等安心確保事業

市営加茂住宅A棟をシルバーハウジング(高齢者世話付住宅)として活用する中で、緊急通報システム設置など、安心確保に努めています。平成13年の建設以後設備の老朽化が進んでいるため、設備の更新が課題となっています。

ウ 住まいの確保

養護老人ホームでは、いつでも適正な措置が実施できるように環境整備を図っています。また、特定施設の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅などが増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況にあります。

今後の高齢者人口の増加に備え、これらの入居定員数を踏まえる中で、将来に必要な介護サービス量を見込む必要があります。

事業実績		平成30年度			令和元年度			令和2年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
安全な居住環境の整備	改善戸数	34	34	100.0	0	0	0	34
	エレベーター設置台数	1	1	100.0	-	0	-	1
	単身住戸数	20	20	100.0	-	0	-	20
	セキュリティ機能付きドアホン設置台数	34	34	100.0	-	0	-	34
高齢者住宅等安心確保事業	事業対象住宅戸数	18	18	100.0	18	18	100.0	18
	入居可能人数	24	24	100.0	24	24	100.0	24

※次期計画値は、P.88 参照

②高齢者が住みやすい安全なまちづくり

高齢者福祉サービスの提供と併せ、高齢者見守りネットワークに関する協定締結による事業者等の見守り、介護予防・日常生活支援総合事業での地域の居場所づくり、助け合い活動などの支援を行うとともに、民生委員・児童委員約 200 人がそれぞれの地元に密着した見守り活動を実施しました。

また、認知症高齢者見守り登録事業や緊急通報体制等整備事業など、通信システムや機器を活用した見守りの支援も進めています。

今後は、高齢者にとって利用しやすく住みやすい公共施設や地域環境の整備に努め、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくことが必要です。

③交通安全対策

年 4 回開催される交通安全運動期間中に、交通安全指導員と民生委員が連携して、高齢者宅を訪問し、交通安全指導を実施しています。

市内の交通事故件数・負傷者数は減少していますが、高齢者が関連する事故の割合は高い傾向にありますので、引き続き交通安全意識の高揚を図る啓発活動を実施する必要があります。

また、高齢ドライバーによる事故の割合も高い傾向にあるため、高齢者運転免許返納支援事業を推進し、事故防止に努める必要があります。

事業実績	平成 30 年度			令和元年度			令和 2年度
	計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
高齢者宅訪問回数	12	19	158.3	12	18	150.0	12

※次期計画値は、P. 90 参照

④防犯対策

市内の犯罪認知件数は減少傾向ですが、特殊詐欺の被害件数・被害額は増加傾向にあります。市内で特殊詐欺と思われる不審電話が多発した際には警察からの要請に基づき、同報無線や市民メールでの注意喚起を行っています。しかし、特殊詐欺被害は手口が巧妙化しているため、注意喚起や効果的な未然防止策をさまざまな方法で周知していく必要があります。

『総合計画における目標と実績』

第4次三島市総合計画において、基本理念達成のための目標となる指標を定めています。本計画においても、第4次三島市総合計画との整合性を確保するために、各指標の達成状況を検証しています。

◇第8次高齢者保健福祉計画における目標

指標名	平成31年(令和元年)度	
	目標	実績
生きがいづくりに関心を持っている人の割合(%)	77.0	76.6

◇第7期介護保険事業計画における目標

指標名	平成31年(令和元年)度	
	目標	実績
在宅要支援・要介護認定者のうち、介護サービスに満足している人の割合(%)	85.0	76.2

6 今期の計画に向けた課題の整理

(1) 高齢者の生きがい ～積極的な社会参加の促進～

生きがい教室や老人憩いの家、老人クラブ活動などの事業では、参加者人数は、減少傾向にあります。一方、地域の中でのつながりや支え合いを求めて、住民主体の通いの場の活動は盛んに行われており、通いの場数は伸びています。また、高齢者いきがいセンターやシルバー人材センターの利用人数などが伸びていることから、就労機会を求める高齢者が増加していることがうかがわれます。

高齢者が社会とつながりを持ち、生きがいをもって生活していくために、高齢者一人一人にあった社会参加を促す取組の実施が求められています。

老人福祉センター、高齢者いきがいセンター、スポーツ教室など指定管理者による事業が実施されている施設では、管理者と十分な連携を図り、利用者の利便性や満足度が向上できるよう努めていく必要があります。

高齢者バス・鉄道利用助成事業は、利用者の利便性を高めるため、令和元年度から郵送による交付を実施し、利用の拡大に努めてきましたが、今後もさらなる外出支援に向けた検討が求められます。

(2) 健康づくりと介護予防の充実

高齢者が要支援・要介護状態にならないように、あるいはその重度化の防止や維持ができ、元気で活動的な生活ができるよう、健康づくり・介護予防に取り組んできました。

健康づくりのためには定期的な健診や予防接種などを実施することが望ましく、今後もさまざまな健康づくり事業を通して、無関心層へ予防の大切さを伝えていく必要があります。

介護予防の取組は、普及啓発事業や人材の育成などに加え、住民主体の活動の支援に努めてまいりました。今後は健康づくりと介護予防施策を一体的に実施することにより地域活動の活性化を図るとともに、健康寿命の延伸に取り組む必要があります。

(3) 暮らしを支える介護サービスの充実

適切な介護サービス量を確保し、事業所等への指導などによりその質の向上を図るとともに、給付の適正化、情報提供の充実などに取り組んできました。

介護保険制度改正により、平成30年度から共生型サービスが創設されましたが、本市では指定事業所がない状況にあります。

市内の介護保険サービスの基盤は充実しつつありますが、引き続き、要支援・要介護認定者が安心して多様なサービスを利用できるよう、サービスの充実を図る必要があります。その一方で、給付費の増加が課題となっていることから、今後も引き続き、給付の適正化に努め介護保険財政の安定的な運営を図る必要があります。

(4) 認知症施策の総合的な推進

認知症に関することは、より身近で重要な課題となっており、認知症があってもなくても、ともに地域で生活できる体制を整えることが急務となっています。

市民が認知症を正しく理解し、さらには認知症の人を支える存在となること、認知症の人を地域で見守っていくことが、ますます必要となっています。

認知症が疑われたり認知症になったりした初期段階における、関係機関が連携した適切な支援も重要です。その後の本人やその家族への支援も欠かせません。これまでもこれらの取組を実施してきましたが、今後もさらに強化して実施する必要があります。

また、令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」において、支援に当たっては、認知症の人やその家族の意思を尊重して実施し、意見を反映した施策を展開していくこととされており、認知症当事者も地域づくりの一員として社会参加することを後押しして、認知症サポーターのさらなる活躍の場を整備することも求められています。

(5) 支え合う地域づくりの推進

医療と介護の両方のサービスが必要な高齢者の増加が見込まれる中、住み慣れた生活の場で自分らしい生活を継続するための支援の充実が求められています。

このため、高齢者が抱える相談に応じ、生活継続のために解決すべき問題への対応について家族、地域、医療と介護の関係機関が協力して包括的かつ継続的に支援し、適切なサービスを提供していくことが必要です。

また、高齢者が地域の中で生活するためには、医療・介護のみならずさまざまな分野の職種による連携と支援が必要です。団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目途に、要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があります。

要介護高齢者の暮らしを支える家族に対しては、在宅介護を行う上で必要な知識や情報の提供、介護者の孤立を防ぐ取組、介護にかかる経済的負担を軽減する取組などの継続が必要です。また、生活の基盤である「住まい」への対策、高齢者の交通事故、振り込め詐欺などの犯罪防止の取組もさらに継続・強化していく必要があります。

第 4 章 基本理念・基本方針

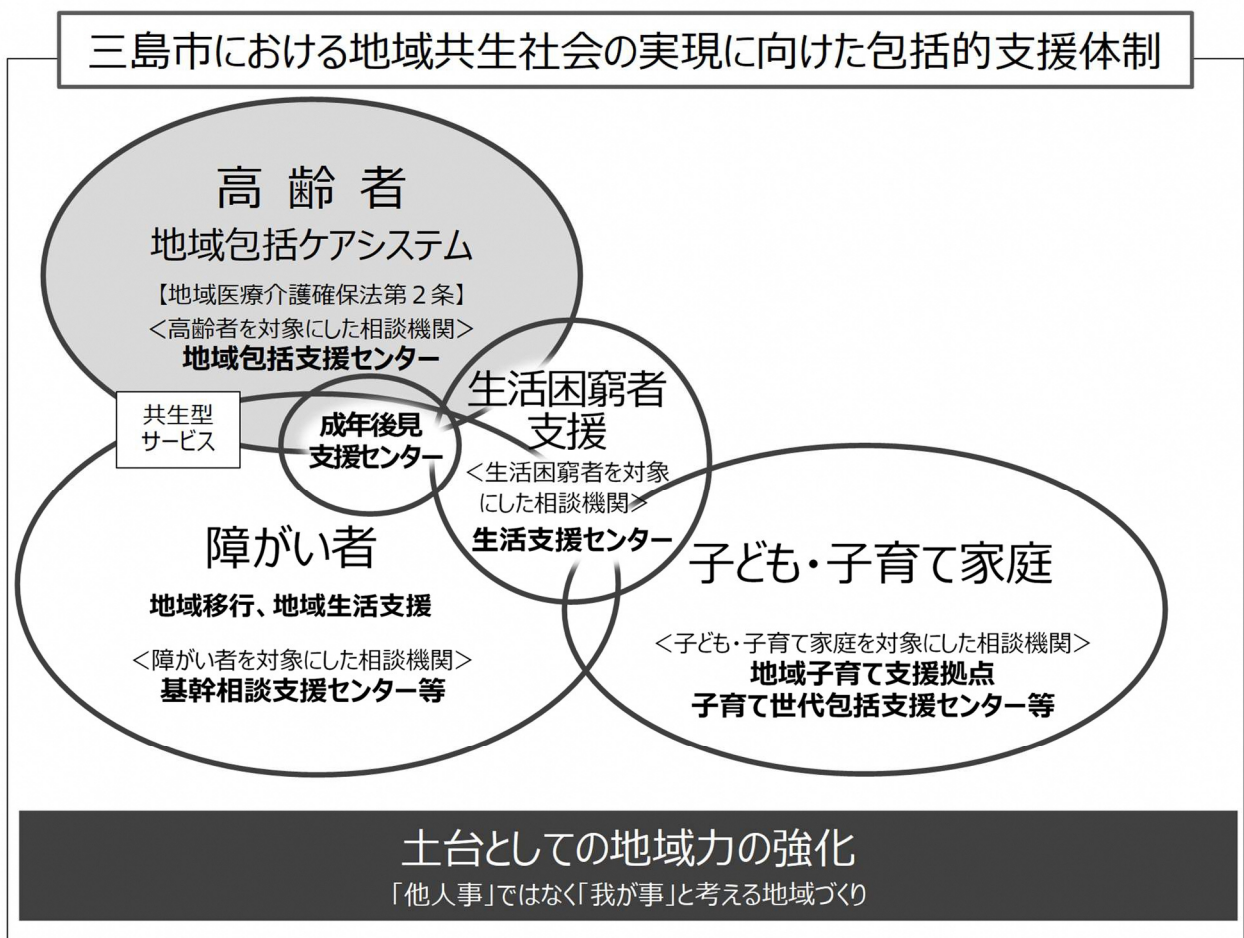
1 基本理念

地域共生社会の実現と健康寿命の延伸

高齢者をはじめ誰もが役割を持ち、お互いに支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるようにするため、社会参加などによる生きがいを推進するとともに、「健康づくり」、「介護予防」を一体的に推進することで、健康寿命の延伸を目指します。

また、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、各分野の関係機関と連携し、相談・支援体制の強化及び地域生活を支える体制の整備を図ります。

一方で、これらの体制を構築し、取組を進めていくためには、自らの健康づくりや地域における見守り、声かけ、支え合いなど“土台”となる市民や地域の活動が必要不可欠であることから、このような活動を支援し、地域づくりの促進に努めます。



※厚生労働省ホームページ（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制）を基に作成

2 基本方針

基本理念を実現していくために、以下の6つを施策の基本方針とします。

1 高齢者の生きがいのづくりの推進

心身ともに健康で、住み慣れた地域で生活をするためには、高齢になっても生きがいや役割を持ち、地域や仲間とのつながりながら生活していくことが大切です。このため、高齢者が活動しやすい環境や、社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の活躍を促進します。

2 健康づくりと介護予防の充実

高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康寿命の延伸が求められています。このため、健康づくりをはじめとして、疾病の予防と早期発見、重度化防止を中心とした取組を推進します。

3 包括的支援の推進

複合化・複雑化する高齢者の相談に的確に対応する体制を強化し、地域で支え合うネットワークを深化させるため、地域包括支援センターの機能強化を図り、関係機関などが連携して、高齢者の地域での生活を総合的かつ重層的に支援する取組を推進します。また、在宅での医療と介護の連携を強化し、一体的に提供される体制づくりに努めます。

4 認知症施策の総合的な推進

認知症の人（認知症高齢者及び若年性認知症者）はさらに増加すると見込まれます。認知症になっても希望を持ち、本人も家族も安心して、地域の人々とともに自分らしく日常生活を送っていくための取組が求められています。このため、認知症施策推進大綱に沿って、地域住民の認知症への理解を促し、認知症の人の社会参加活動を促進するとともに、本人や家族の意思を尊重し、その意見を反映させた支援・施策を推進していきます。

5 地域生活を支える体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにしていくためには、地域での生活を支えていくことを目的とした、幅広い視点からの環境づくりが必要となります。このため、支え合いに向けた地域の体制整備、住まいの確保、災害や感染症対策などに取り組めます。

6 暮らしを支える介護サービスの充実

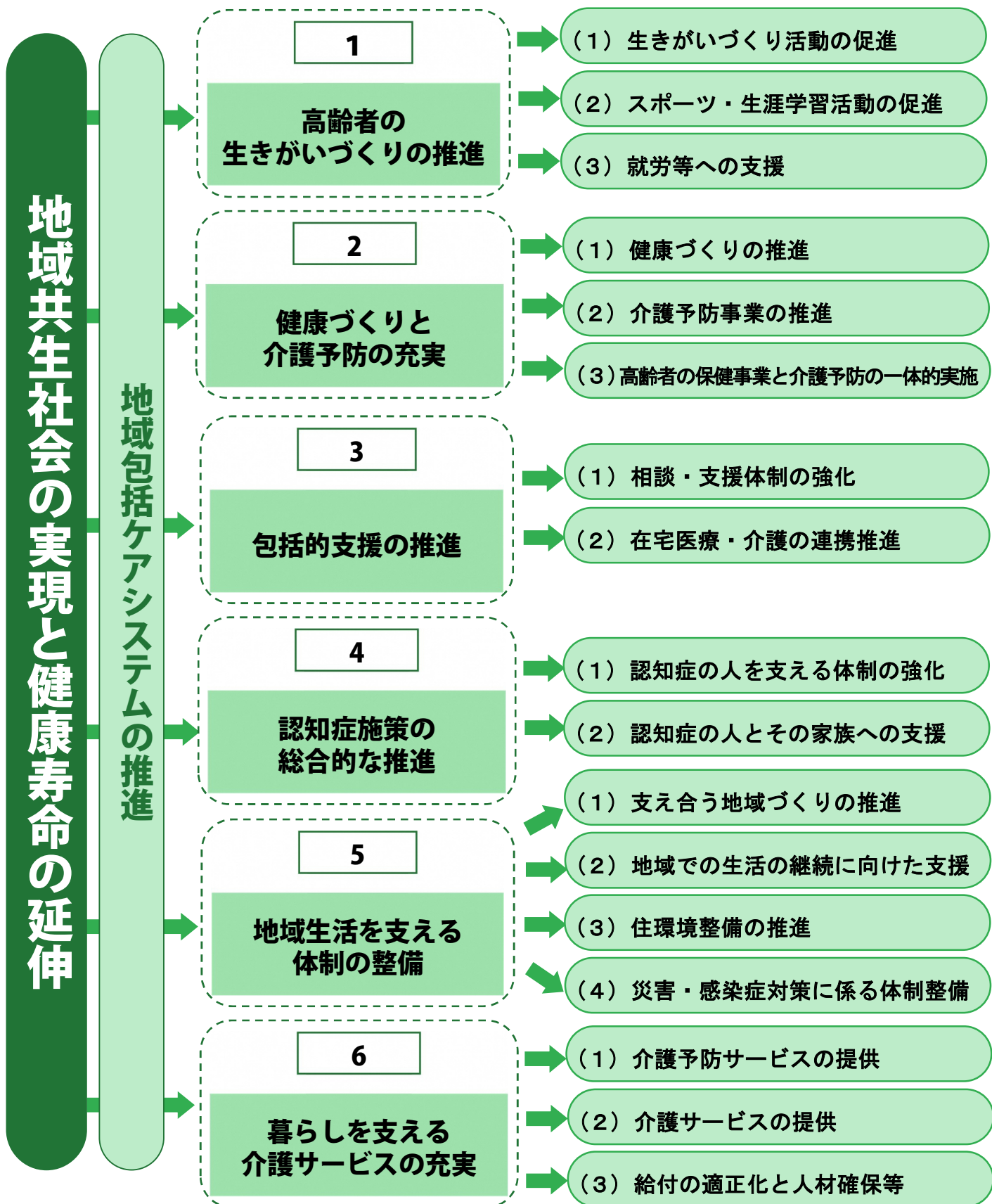
今後も引き続き、介護を必要とする人が増え続けることが想定されることから、高齢者の状況に合わせ、居宅での生活又は施設での生活を選択できるように、サービス量の確保、質の向上を図るとともに、地域の実情に応じ、柔軟かつ効率的にサービス提供できる環境づくりを段階的に進めていきます。

■施策の体系

基本理念

施策の方向性

施策項目



■施策の方向性における指標

1 高齢者の生きがいづくりの推進

指標名	令和元年度 (実績)	令和5年度 (目標値)
社会参加をしている人の割合(高齢者実態調査結果)	71.8%	72.4%

2 健康づくりと介護予防の充実

指標名	令和元年度 (実績)	令和5年度 (目標値)
健康状態がよいと答えた人の割合(高齢者実態調査結果)	81.1%	83.0%

3 包括的支援の推進

指標名	令和元年度 (実績)	令和5年度 (目標値)
自宅で人生の最期まで生活できると考えている人の割合 (高齢者実態調査結果)	19.4%	21.0%

4 認知症施策の総合的な推進

指標名	令和元年度 (実績)	令和5年度 (目標値)
認知症サポーター養成者数の累計	8,794 人	10,834 人

5 地域生活を支える体制の整備

指標名	令和元年度 (実績)	令和5年度 (目標値)
近所に助け合うことができる人がいると答えた人の割合 (70歳以上)(市民意識調査結果)	83.0%	90.0%

6 暮らしを支える介護サービスの充実

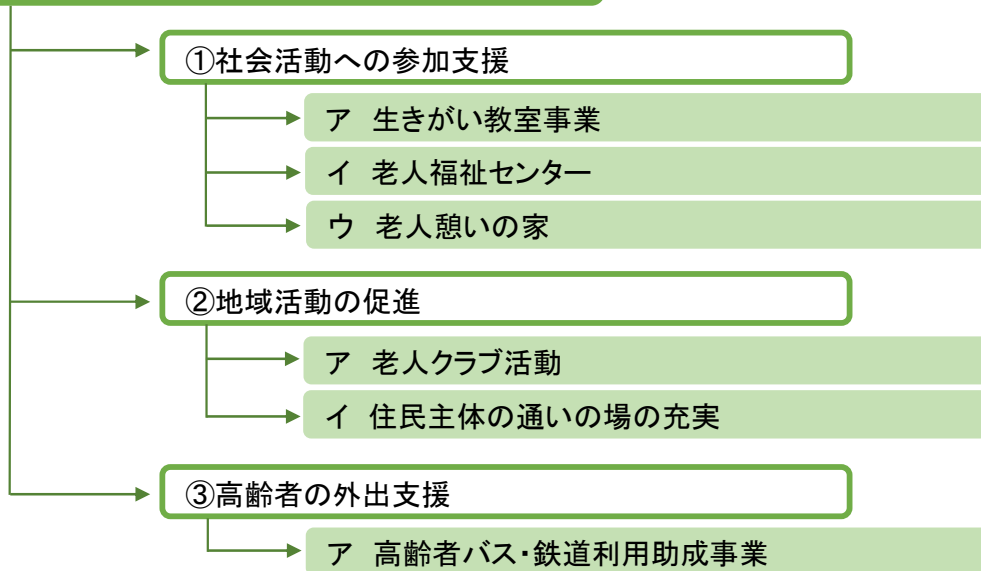
指標名	令和元年度 (実績)	令和5年度 (目標値)
介護サービス利用者における在宅比率	82.6%	83.5%

※高齢者実態調査は3年に一度実施するため、令和5年度の目標値に対する実績値は、令和4年度の調査結果となります。

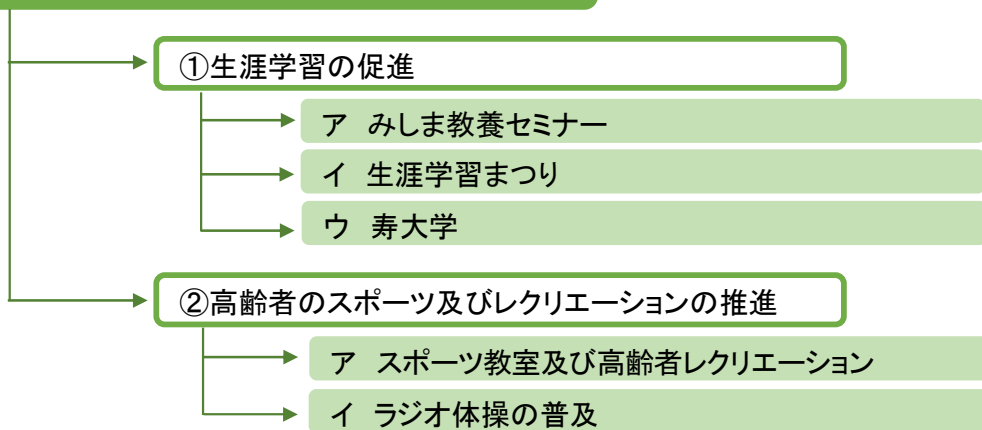
第5章 基本方針に基づく施策

1 高齢者の生きがいがづくりの推進

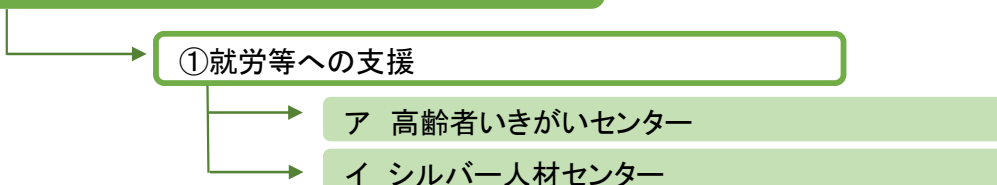
(1) 生きがいがづくり活動の促進



(2) スポーツ・生涯学習活動の促進



(3) 就労等への支援



(1) 生きがいきづくり活動の促進

社会参加は、高齢者の心身の健康の維持・向上に効果があるだけでなく、活力ある地域社会を創る観点からも欠くことができないものです。

多様化する高齢者のニーズに対応した社会参加の機会と場を設定し、幅広い選択肢を用意するとともに効果的な提供に努めていきます。

①社会活動への参加支援

ア 生きがい教室事業

【事業内容・方向性】

おおむね60歳以上の人を対象に、小学校の余裕教室及び指定管理者制度を導入している北上高齢者すこやかセンターにおいて、趣味活動などを実施しています。

住み慣れた地域での交流の場を提供することによって、高齢者の社会的孤独感を解消するとともに社会参加と生きがいきづくりを支援し、自立生活の助長及び介護予防を図っています。今後も引き続き、多くの人が関心を持てる教室づくりを進めていきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け参加者数が減少したことを反映し、計画値を策定しました。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	1,200	1,200	1,200
参加人数(人)	23,000	24,000	25,000

※前期実績値は、P. 16 参照

イ 老人福祉センター

【事業内容・方向性】

昭和59年の開館以来、高齢者の生活や健康に関する相談に応じ、イベント開催による教養の向上や生きがい及び社会活動の促進に努めています。市内に居住する60歳以上のすべての市民が利用でき、老人クラブを対象に送迎を実施するなど地域の高齢者同士を結ぶ役割も果たしています。今後も引き続き指定管理者による効率的な施設運営を行っていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	63,000	63,000	63,000

※前期実績値は、P. 16 参照

ウ 老人憩いの家

【事業内容・方向性】

60歳以上の人に教養の向上、レクリエーションなどのための場を提供することで、高齢者の心身の健康増進を図ります。指定管理者である三島市老人クラブ連合会と連携し、利用団体の活動や老人憩いの家の活用が一層活発になるよう協議してまいります。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数(回)	480	480	480
利用人数(人)	9,700	9,700	9,700

※前期実績値は、P. 16 参照

②地域活動の促進

ア 老人クラブ活動

【事業内容・方向性】

老人クラブは、元気な高齢者が集う団体として、今後、地域の支え手としての役割が期待されます。老人クラブの自主的な組織活動の中で、会員相互の交流・親睦を深めるため、グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、芸能祭、技能作品展などを実施し、生きがいつくりの機会の拡充に努めてまいります。また、会員数の減少が見られるため、地区を超えた老人クラブへの加入や、魅力ある老人クラブの育成を図るとともに、活動内容の周知や啓発活動などを、引き続き三島市老人クラブ連合会に呼びかけてまいります。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位老人クラブ数(団体)	49	49	49
会員数(人)	2,300	2,300	2,300

※前期実績値は、P. 17 参照

イ 住民主体の通いの場の充実

【事業内容・方向性】

人と人とのつながりや支え合いを深めることを目的として、また、介護予防に資する取組のひとつとして、居場所やサロンなど、住民主体の通いの場の立ち上げや継続の支援を行っていきます。また、自立した運営が行えるように促していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場(か所数)	116	117	118
高齢者の参加率(%)	13.5	13.7	13.9

※前期実績値は、P. 17 参照

③高齢者の外出支援

ア 高齢者バス・鉄道利用助成事業

【事業内容・方向性】

高齢者の外出支援、公共交通機関の利用の促進及び高齢者の運転による交通事故の抑制のため市内を運行する路線バス、伊豆箱根鉄道駿豆線及び市内に営業所を有するタクシーの利用への助成を70歳以上の市民（タクシーは75歳以上）に行っています。今後も高齢者の外出を支援していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	11,100	11,200	11,300
利用枚数(枚)	222,000	224,000	226,000

※前期実績値は、P. 17 参照

(2) スポーツ・生涯学習活動の促進

個人の楽しみや自己の教養の向上に加え、社会生活や職業生活に必要な新たな知識・技能を身に付けたり、地域参画・社会貢献に必要な学習を行ったり、異文化との共生を目指すなど、学びを通して生きがいの創出につながるよう活動を促進します。

①生涯学習の促進

ア みしま教養セミナー

【事業内容・方向性】

30歳代以降の成人が、楽しく生きがいを持って地域社会のさまざまな活動に参加していくことができるよう市民の学習ニーズや地域の課題に応じた講座を開催し、生涯学習のきっかけづくりと学習機会の提供を行う中で、学習する人の満足度が高まるように努めていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座数(講座)	6	6	6
参加人数(人)	120	120	120

※前期実績値は、P. 18 参照

イ 生涯学習まつり

【事業内容・方向性】

趣味・教養の習得を通じた自己実現など、市民の多様な学習活動を支援するため、市民生涯学習センターで活動する市関連団体などに学習成果の発表の場を提供するとともに、文化・芸術活動なども含む市の生涯学習の推進に功績のあった個人及び団体を表彰する「生涯学習功労者表彰式」を開催する中で、仲間づくりや地域との関わりを広げる生涯学習への意欲を培っていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	1	1	1
入場者数(人)	3,850	3,850	3,850

※前期実績値は、P. 18 参照

ウ 寿大学

【事業内容・方向性】

高齢者のニーズに合った教養講座や健康づくり講座など充実した内容で多くの受講生を募集し生涯学習を通して高齢者の生きがいづくりや親睦を図る活動を支援していきます。受講生には地区老人クラブへの加入促進を啓発し、地域における高齢者の活動が活性化するよう支援していきます。また、老人クラブ連合会に運営を委託することでリーダーの養成を図っていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	11	11	11
参加人数(人)	150	150	150

※前期実績値は、P. 18 参照

②高齢者のスポーツ及びレクリエーションの推進

ア スポーツ教室及び高齢者レクリエーション

【事業内容・方向性】

高齢者がスポーツに親しみ、いつまでも心身ともに充実した健康で明るい生活が送れるよう、地域における年間を通じたトリム教室の開催や指定管理者による高齢者向けの各種スポーツ教室の開催、スポーツ関係団体との共催によるスポーツイベントの実施など、スポーツに参加する機会の拡充に努め、高齢者のスポーツ活動への参加を促進します。

また、スポーツへの関心が高まっている中、各地区でゲートボール、グラウンドゴルフ、輪投げなどの大会が開催されており、活動場所の提供などの支援を行っています。

生きがいを持ち、健康的な生活を送ることができるよう、グラウンドゴルフ、輪投げのほか、ゲートボールやノルディックウォークなど、さまざまなスポーツレクリエーションへの参加を促していきます。

実施目標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ教室	教室数(教室)	38	39	40
	参加人数(人)	1,000	1,200	1,400
高齢者レクリエーション	参加人数(人)	1,030	1,030	1,030

※前期実績値は、P.19 参照

イ ラジオ体操の普及

【事業内容・方向性】

ラジオ体操は、「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にできる健康法として、国民の間に定着し、全国的に普及しており、高齢者の閉じこもりの予防や心身の健康の保持、増進のため、高齢者が身近で気軽に取り組むことができる運動として、普及・啓発を推進していきます。

効果的な体操などが地域のどこでも取り組まれるきっかけとなり、地域全体で生活機能の維持に向けた取組が推進されることにつながります。

本市では、三島ラジオ体操連盟をはじめ、自治会や老人会及びサークルなどが、会場・時間などもさまざまに、それぞれの実情に応じて実施しており、より多くの市民が参加するよう啓発や情報発信などをしたり、巡回ラジオ体操の誘致を積極的に行うなど、ラジオ体操の推奨と活動の支援をしていきます。

(3) 就労等への支援

収入の確保・生きがい・健康保持・社会貢献・自らの知識や技能を生かすといったさまざまな理由により、就労を希望する高齢者は増加しています。また、労働力不足を補い、社会の持続性確保のためにも、高齢者の雇用拡大は必要な取組です。このような状況のもと、民間の活動も活用する中で、高齢者のニーズを捉え支援の拡充を行います。

①就労等への支援

ア 高齢者いきがいセンター

【事業内容・方向性】

55歳以上の人の就業の促進を図るために設置されており、就業機会を確保するための情報提供や知識及び技能の向上に関する講習を開催しています。指定管理者である三島市シルバー人材センターが効果的かつ効率的な管理運営を行っています。今後も魅力ある講習などを行い、利用者の増加に努めていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数(回)	425	430	435
利用人数(人)	2,360	2,375	2,390

※前期実績値は、P. 20 参照

イ シルバー人材センター

【事業内容・方向性】

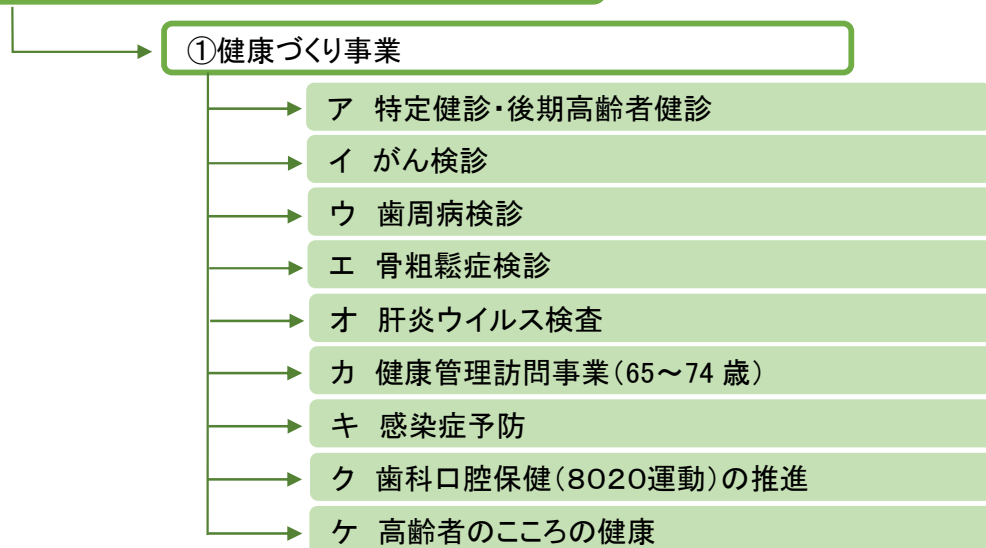
臨時的、短期的、軽易な業務に就業を希望する高齢者に、知識や経験、希望に沿った就業先を確保し、紹介していきます。地域とのつながりを保ち、高齢者の生きがいがづくり、介護予防につながるよう、今後も就業機会の確保に努めていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	740	750	760

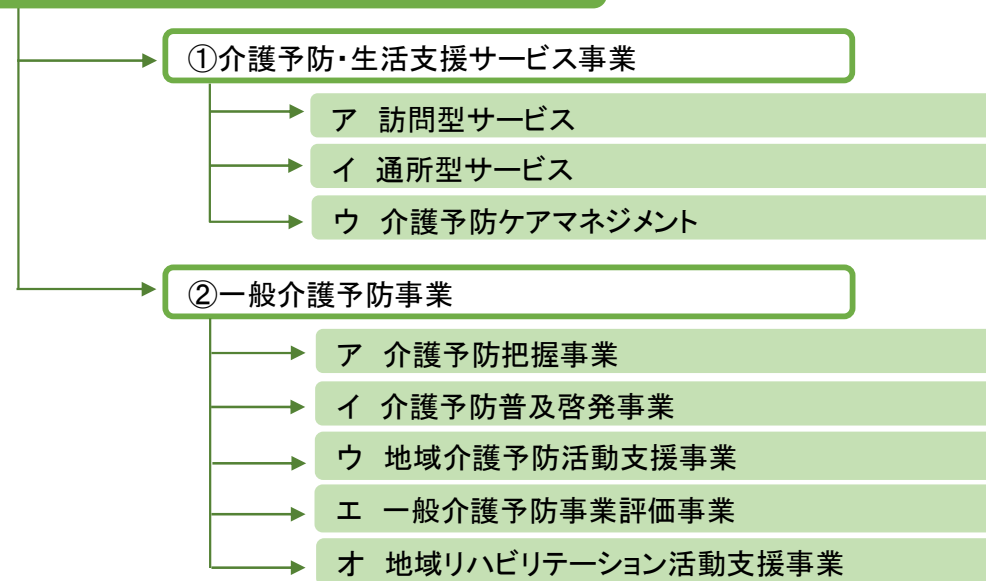
※前期実績値は、P. 20 参照

2 健康づくりと介護予防の充実

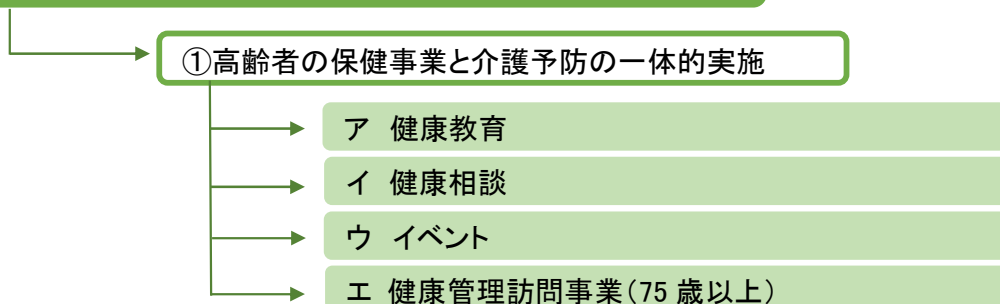
(1) 健康づくりの推進



(2) 介護予防事業の推進



(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施



(1) 健康づくりの推進

令和2年度における本市の要支援・要介護認定者などは4,618人で、65歳以上の高齢者の約14%にあたることから、市内の高齢者の8割以上が元気な高齢者です。

介護が必要となったきっかけは、脳血管疾患や高血圧、糖尿病、脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病と、ひざや腰などの関節の痛みや骨折、認知症などの老年症候群が大きな割合を占めていることから、健康を維持して暮らしを継続するためには生活習慣病の予防と早期発見・治療が重要です。

高齢者の健康づくりのための正しい知識や情報の提供や、各種健診などの取組を充実させていきます。また、高齢者の自殺予防のため、高齢者特有の課題を踏まえて、こころの健康づくりの普及啓発に努めます。

①健康づくり事業

ア 特定健診・後期高齢者健診

【事業内容・方向性】

特定健診は、本市の国民健康保険に加入している被保険者の健康の維持と介護予防につなげ、後期高齢者健診は、静岡県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて実施していきます。生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療に結びつけるため、希望者が安心して受けられる体制を整え、健診受診率の向上に努めていきます。

○特定健診（65～74歳の三島市国民健康保険加入者）

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	5,230	4,850	4,450
受診率(%)	48	49	50

※前期実績値は、P. 23 参照

○後期高齢者健診（75歳以上）

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	7,220	7,430	7,630

※前期実績値は、P. 23 参照

イ がん検診

【事業内容・方向性】

がんの早期発見・早期治療のために、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん検診を実施し、がんによる死亡の増加を抑制していきます。さらなる受診率向上を目指し、各自治会や検診実施医療機関でのポスター掲示、対象者への個別通知の実施などを行い、検診に関心が低い方への周知や受診勧奨方法を工夫していきます。

〇65歳以上受診者数

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん検診(人)	7,600	7,600	7,600
肺がん検診(人)	11,400	11,400	11,400
大腸がん検診(人)	9,000	9,000	9,000
前立腺がん検診(人)	3,200	3,200	3,200
子宮がん検診(人)	1,300	900	1,300
乳がん検診(人)	1,600	1,300	1,600

※前期実績値は、P. 23 参照

ウ 歯周病検診

【事業内容・方向性】

歯科口腔保健の向上のため、40歳から70歳までの市が指定する年齢の方に検診を実施します。対象者に口腔清掃状態及び歯周組織の健康状態の診査と適切な保健指導を行い、歯の喪失予防につなげていきます。広報や受診券の対象者全員発送などを行っていますが、より一層の受診率向上に努めます。また、機能を保持したまま歯を残すため、若年層からの歯周病予防啓発を実施していきます。

〇65歳・70歳受診者数

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	330	330	330
受診率(%)	10	10	10

※前期実績値は、P. 23 参照

エ 骨粗鬆症検診

【事業内容・方向性】

骨粗鬆症予防のために、40歳から70歳の5歳を節目にした年齢の女性を対象に実施しています。高齢者の活動の妨げとなっている骨粗鬆症を早期に発見し、治療につなげることで、将来要介護状態にならないよう予防に努めます。対象者には、健康相談会や広報みしまを通じて検診の案内をしています。

〇65歳・70歳受診者数

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	62	62	62
受診率(%)	4.0	4.5	4.4

※前期実績値は、P. 23 参照

オ 肝炎ウイルス検査

【事業内容・方向性】

過去に肝炎ウイルス検査を受けていない人を対象に実施し、肝炎患者の早期発見、適切な肝炎医療につなげています。生涯に1度の検診であるため対象者は年々減少していきませんが、検診受診率の向上を目指し、今後も実施していきます。

○65歳以上受診者数

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	641	641	641

※前期実績値は、P. 23 参照

カ 健康管理訪問事業（65～74歳）

【事業内容・方向性】

生活習慣病予防・介護予防及び保健サービスと、医療・福祉・介護等のサービスとの調整を目的として、各家庭に訪問して相談・指導を行っていきます。家庭訪問をすることで、家庭内の状況を詳しく把握することができ、きめ細かいサービスにつなげることができています。

また、健康寿命の延伸に向け、健診の受診勧奨や、受診後の生活習慣改善にむけた

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数(件)	230	230	230

※前期実績値は、P. 23 参照

キ 感染症予防

【事業内容・方向性】

予防接種や結核検診を実施していきます。インフルエンザワクチン予防接種は高齢者の増加により、対象者・接種者数ともに増加していきます。

平成26年10月1日から定期接種化された肺炎球菌ワクチン予防接種は65歳以上の5歳刻みの方を対象に実施し、重症化や死亡率減少を図っていきます。肺炎球菌ワクチンの定期接種は生涯に1度であり、年々対象者は減少していきませんが、今後も接種率向上のため、広報みしまや個別通知により接種勧奨をしていきます。また、新たな感染症対策として、的確な情報の提供と新しい生活様式の周知を図っていきます。

○インフルエンザワクチン予防接種（定期）

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
接種者数(人)	17,600	18,000	18,400
接種率(%)	50	50	50

※前期実績値は、P. 23 参照

○肺炎球菌ワクチン予防接種（定期）

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
接種者数(人)	1,000	1,000	1,000
接種率(%)	25	25	25

※前期実績値は、P. 23 参照

○結核検診

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	120	120	120
受診率(%)	0.4	0.4	0.4

※前期実績値は、P. 23 参照

ク ^{ハチマルニイマル} 歯科口腔保健（8020運動）の推進

【事業内容・方向性】

歯や口腔の健康は高齢者のQOL（生活の質）につながっており、健康的で楽しみのある生活を送るために、歯科口腔保健の推進を図っていく必要があります。歯科口腔保健への関心が低いため、歯科医師会など、関係機関や三島市8020推進員と協力し、「8020運動」を普及・啓発していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8020 運動実践者数(人)	75	75	75

※8020運動実践者数は、「歯と口の健康まつり」において、20本以上の歯があると認められた80歳以上の参加者数となります。

※前期実績値は、P. 23 参照

ケ ≪新規≫高齢者のこころの健康

【事業内容・方向性】

高齢者の自殺の要因には、加齢による病気や生活苦、社会的役割の喪失、孤立感や介護疲れによるうつ病の問題など、高齢者特有の課題があることを踏まえ、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発や関係機関との連携の中で早期介入に努めます。また、高齢者が抱え込みがちなささまざまな悩みや問題に対応する相談、支援機関の存在を伝える取組を進めます。

(2) 介護予防事業の推進

高齢者一人一人が、身近な地域で介護予防に取り組み、できる限り自立した生活を送れるように、早い段階から支援することを目的に介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を中心とした介護予防の推進に取り組んでいきます。

①介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

【事業内容・方向性】

本市では、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスとして、従来の給付サービスに相当する「総合事業訪問介護」、身体介護を除く生活援助などが中心となる「訪問型サービスA」、日常のちょっとした困りごとに対する支援を行う「訪問型サービスB」の各サービスをそれぞれ展開しているため、要支援認定者や事業対象者^{※1}に対し、必要に応じた適切なサービスの周知及び提供をしていきます。

イ 通所型サービス

【事業内容・方向性】

本市では、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のうち、通所型サービスとして、従来の給付サービスに相当する「総合事業通所介護」を展開しているため、要支援認定者や事業対象者に対し、必要に応じた適切なサービスを提供していきます。

今後は訪問型サービスと同様に緩和型サービスの必要性や有効性についても検討していきます。

ウ 介護予防ケアマネジメント

【事業内容・方向性】

総合事業において、要支援認定者及び事業対象者に対して、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスも含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

②一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

【事業内容・方向性】

地域の実情に応じて収集した情報などの活用により、閉じこもりなどの何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげます。

※1 事業対象者：介護予防・生活支援サービス事業の対象となる人で、要介護認定で要支援1・2の認定を受けた高齢者と基本チェックリストによる判定で要介護・要支援認定となるリスクが高いと判定され介護予防ケアマネジメントに位置付けられた人

イ 介護予防普及啓発事業

【事業内容・方向性】

介護予防に関する知識の普及や啓発を図り、また、65歳以上の元気な高齢者を対象に運動教室などを行うことで、元気高齢者の増加や健康寿命の延伸を目指します。今後は、これらの教室を実施できる事業者の拡大や、多くの人に参加してもらうための方法を検討していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数(人)	2,430	2,500	2,570

※前期実績値は、P. 25 参照

ウ 地域介護予防活動支援事業

【事業内容・方向性】

介護予防を目的とした自主グループの運営や自主的な介護予防活動の支援を実施し、介護予防に対する意識の向上を図り、健康寿命の延伸を目指していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数(人)	300	330	360

※前期実績値は、P. 25 参照

エ 一般介護予防事業評価事業

【事業内容・方向性】

介護保険事業計画に定める介護予防関連事業の目標値について達成状況などを検証し、事業評価を行います。評価に当たっては、各々の事業が適切かつ効率的に実施されているかどうか、目標達成までの過程も踏まえた上で毎年度検証を行い、その結果に基づく評価により見直しを実施することで、一般介護予防事業を含めた総合事業全体の改善を図ります。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

【事業内容・方向性】

地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域リハビリテーションサポート医や理学療法士などの地域リハビリテーション推進員による住民主体の通いの場などへの助言や指導を通じた定期的な関与を促進していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	23	25	27

※前期実績値は、P. 25 参照

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

①<<新規>>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

人生100年時代を見据え、高齢者の特性を前提に、高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくためには、生活習慣病などの重症化を予防する取組と、生活機能の低下を防止する取組の双方を一体的に実施する必要性を国が定めています。

医療、介護、保健などのデータを一体的に分析し、今までの国民健康保険の保健事業の取組に加え、後期高齢者への重症化予防、フレイル予防訪問を実施します。

また、通いの場を活用して、社会参加を含むフレイル予防などの保健事業を実施することで、高齢者一人一人に必要なサービスに結び付けていくとともに、健康寿命の延伸に取り組めます。

ア 健康教育

【事業内容・方向性】

生活習慣病予防や栄養・食生活改善及びフレイル予防のための運動機能維持、さらに、認知症予防など、市民のニーズにあった教室や講演会などを実施していきます。より身近な場所で受けられるよう保健委員会活動や居場所づくりなどと協力し、地域にあったニーズで講座の実施ができるよう工夫を図ります。また、参加する人が固定化しているところもあるため、事業の周知を図り、多くの方の参加を促していきます。

〇65歳以上参加者

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	123	123	123
参加人数(人)	3,010	3,010	3,010

※前期実績値は、P. 23 参照

イ 健康相談

【事業内容・方向性】

保健センターや町内の公民館などで生活習慣病予防・フレイル予防を中心に、食生活の改善や運動についての助言を行うことにより、介護予防につなげていきます。それぞれのニーズに応じられるよう相談体制を充実していきます。

〇65歳以上参加者

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	102	102	102
参加人数(人)	1,640	1,640	1,640

※前期実績値は、P. 23 参照

ウ イベント

【事業内容・方向性】

各種団体と協力し、市民が体験・学習できる健康イベントとして「歯と口の健康まつり」、「ノルディックウォーキング大会」などを企画していきます。多くの市民に対して、知識普及・啓発活動ができる場として活用していくため、今後もニーズにあった内容の活動を行い、広報を活用し、事業の周知に努めていきます。

○65歳以上参加者数

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	3	4	4
参加人数(人)	450	700	700

※前期実績値は、P. 23 参照

エ 健康管理訪問事業(75歳以上)

【事業内容・方向性】

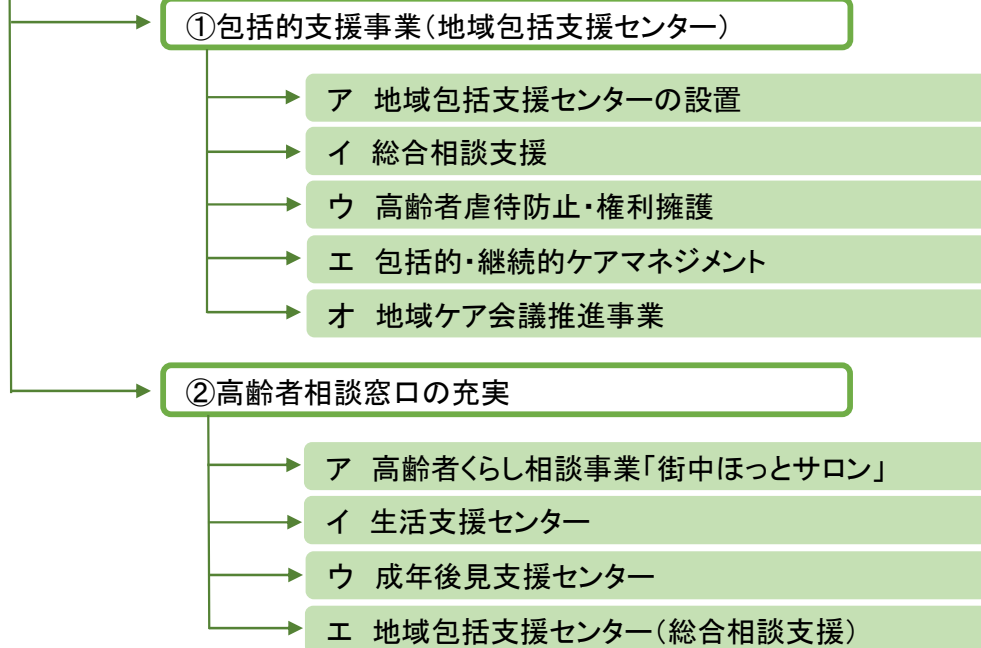
生活習慣病重症化予防・フレイル予防及び保健サービスと、医療・福祉・介護などのサービスとの調整による健康寿命の延伸を目的として、各家庭に訪問して相談・指導を行っていきます。家庭訪問することで、家庭での様子や家族の状況について詳しく把握することができ、きめ細かいサービスにつなげていきます。

○75歳以上の後期高齢者

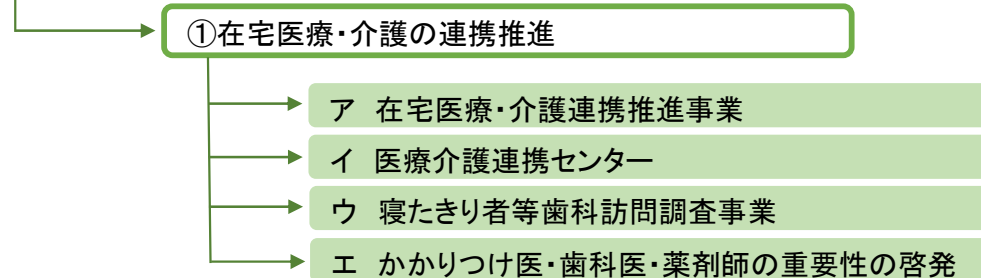
実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数(件)	90	90	90

3 包括的支援の推進

(1) 相談・支援体制の強化



(2) 在宅医療・介護の連携推進



(1) 相談・支援体制の強化

高齢者が地域の中で安心して生活していくためには、地域包括支援センターが中心となり、介護サービスだけでなく地域のさまざまな機関や活動が連携した総合的な支援を行っていくことが必要です。複雑化・複合化する高齢者の生活課題を、地域の総合相談窓口である地域包括支援センターをはじめ多様な相談窓口で受け止め、各分野の多機関が連携して支援していく体制の強化を図り、多面的に高齢者の地域生活を支えていきます。

① 包括的支援事業（地域包括支援センター）

ア 地域包括支援センターの設置

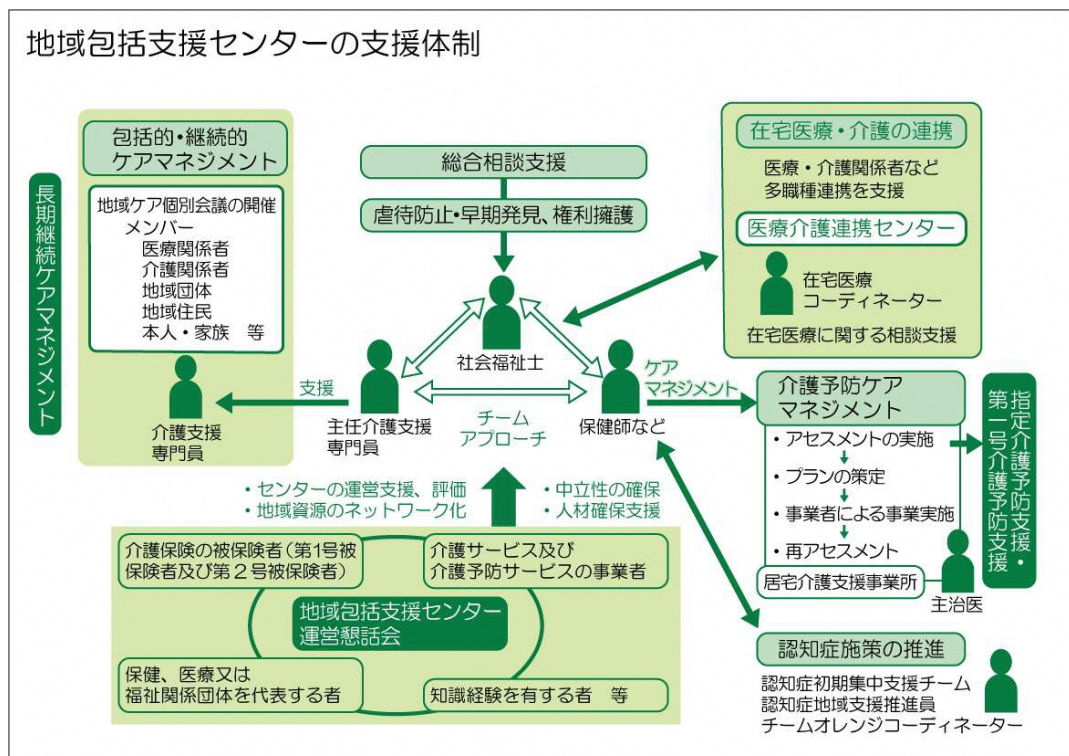
【事業内容・方向性】

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを1か所ずつ設置しています。

効果的・効率的な高齢者支援を行うため、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、高齢者人口の推移や求められる支援への対応状況を確認し、三職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）を適正に配置していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター(か所数)	5	5	5

※前期実績値は、P. 36 参照



イ 総合相談支援

【事業内容・方向性】

地域における総合相談窓口として、高齢者に関する介護や生活上の困りごとの実態を早期に把握し、初期段階での相談や継続的・専門的な相談対応を行います。

高齢者の個々の課題への適切な支援のため、地域の関係機関との連携を強化していきます。

ウ 高齢者虐待防止・権利擁護^{※2}

【事業内容・方向性】

虐待の防止、成年後見制度など、高齢者の権利擁護に関する相談支援を行っていきます。認知症及びひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な高齢者が増えています。適切に制度が利用できるよう支援していきます。

高齢者虐待については、虐待者自身も気づかず虐待を行っているケースもあるため、高齢者虐待についての認識を促すとともに、相談窓口を周知し、警察署など関係機関と連携しながら防止と支援に努めていきます。

また、近年増加しているセルフネグレクト^{※3}の予防と支援の強化を図ります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント

【事業内容・方向性】

高齢者が在宅での生活を継続していくためには、高齢者の状況に応じて必要なサービスが包括的・継続的に提供されていくことが必要です。介護支援専門員（ケアマネジャー）^{※4}が中心となって包括的・継続的ケアマネジメント^{※5}を実践することができるよう、介護支援専門員に対する個別支援及び環境整備を行います。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議、部会、研修、講座開催回数(回)	160	170	180

※前期実績値は、P. 36 参照

オ 地域ケア会議推進事業

【事業内容・方向性】

多職種協働により個別事例を検討して地域課題を抽出し、その課題を地域づくりや政策形成に結びつけるために、次の地域ケア会議を開催します。

「地域ケア個別会議」では、地域包括支援センターが中心となって個別ケースの支援方法を多職種で検討し、高齢者の課題解決に向け支援するとともに、地域課題を把握します。「自立支援サポート会議（旧「介護予防のための地域ケア個別会議）」では、個別事例に対する専門職の助言を通じ、介護支援専門員の高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを支援します。それぞれの会議を通じて抽出された個別課題を「地域ケア推進会議」で協議し、必要な社会資源の整備や地域づくりにつなげていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	40	40	40

※前期実績値は、P. 36 参照

②<<新規>>高齢者相談窓口の充実

ア 高齢者くらし相談事業「街中ほっとサロン」

【事業内容・方向性】

多くの高齢者が気軽に立ち寄り、悩みごとや困りごとを相談できる場所を提供します。また、専門的な支援が必要な人に対しては適切な相談場所につながります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用制限を実施したことから参加者数が減少したことを反映し、計画値を策定しました。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来所者数(人)	6,800	7,000	7,200

※前期実績値は、P. 36 参照

イ <<新規>>生活支援センター

【事業内容・方向性】

複合的な課題を抱えている生活困窮者からの相談を幅広く受け付け、個々の状況に応じて適切に対応するため、地域包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関と連携して支援を行っていきます。

ウ <<新規>>成年後見支援センター

【事業内容・方向性】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度^{※6}に関する相談や家庭裁判所への後見人の申立支援を行い、財産や権利を侵害されることなく安心して暮らしていくことができるように支援を行っていきます。

エ 地域包括支援センター（総合相談支援）

【事業内容・方向性】

地域における総合相談窓口として、高齢者に関する介護や生活上の困りごとの実態を早期に把握し、初期段階での相談や継続的・専門的な相談対応を行います。

高齢者の個々の課題への適切な支援のため、地域の関係機関との連携を強化していきます。

※2 権利擁護 : 自己の権利や援助の求めを表明することの困難な者に代わり、援助者が代理としてその権利や援助の獲得を行うこと

※3 セルフネグレクト : 本人自身が介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態又はその行動

※4 介護支援専門員 : ケアマネジメントを必要とする人からの相談への対応及び利用者がその心身の状況などに応じて適切な介護サービスを利用できるように市、介護サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う専門職

※5 ケアマネジメント : 援助を必要とする利用者が、必要となるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法

※6 成年後見制度 : 判断能力の不十分な成年者の判断能力などに応じて、家庭裁判所が「成年後見人」「補佐人」「補助人」を選任し、本人に代わって契約などの法律行為をしたり、金銭管理を行ったりすることにより本人の権利擁護を図る制度

(2) 在宅医療・介護の連携推進

疾病を抱えても、自宅などの住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を人生の最期まで続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

今後、医療と介護の両方のサービスが必要な高齢者の増加が見込まれるため、医療機関と介護などの関係機関との連携体制を強化するよう努めます。

①在宅医療・介護の連携推進

ア 在宅医療・介護連携推進事業

【事業内容・方向性】

「在宅医療介護連携推進会議」を開催し、医療と介護の多職種・多機関が共通認識を持って在宅医療・介護連携における課題の抽出と対応策について検討するとともに、医療介護連携センターの設置、多職種を対象とした研修会の開催、市民への普及啓発などを通して多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療・介護の支援体制の構築を目指します。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会、研修、講座、会議開催回数(回)	11	11	12

※前期実績値は、P. 37 参照

イ <<新規>>医療介護連携センター

【事業内容・方向性】

在宅医療へのつなぎ役を担う専任の在宅医療コーディネーターを配置し、医療に関する相談対応や在宅医療を行う医師を調整・紹介するなどの支援を行うとともに、地域の医療・介護資源の把握と情報提供、多職種を対象とした研修会の開催、市民への普及啓発などを通して地域の医療・介護関係者の連携を支援します。

ウ 寝たきり者等歯科訪問調査事業

【事業内容・方向性】

寝たきりなどの状態にあり、通院が困難で、歯や口腔に問題が生じている人に対し、歯科医師が訪問し調査を行うとともに、必要な方がサービスを受けられるよう周知をしていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	174	174	174

※前期実績値は、P. 37 参照

エ かかりつけ医・歯科医・薬剤師の重要性の啓発

【事業内容・方向性】

病状に応じて専門医を紹介してくれる「かかりつけ医・歯科医」や、薬をはじめ、広く健康に関する相談に応じてくれる「かかりつけ薬剤師」を持ち、日頃から相談することが重要です。このため、「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」を持つことの重要性について医師会、歯科医師会、薬剤師会と協力しながら普及・啓発していきます。

4 認知症施策の総合的な推進

(1) 認知症の人を支える体制の強化

① 認知症の人を支える体制の強化

- ア 認知症地域支援・ケア向上事業
- イ 認知症高齢者等見守り登録事業
- ウ 認知症初期集中支援推進事業
- エ 認知症サポーター養成講座
- オ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
- カ 認知症ケアパスの普及

(2) 認知症の人とその家族への支援

① 認知症の人とその家族への支援

- ア 認知症カフェ事業
- イ 認知症本人ミーティング
- ウ 認知症家族会支援事業
- エ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業(再掲)
- オ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

(1) 認知症の人を支える体制の強化

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」(平成27年策定)に基づき推進されてきましたが、さらに強力に施策を推進すべく、令和元年6月「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。今後は、この大綱に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見を尊重して、「共生」と「予防」の施策を推進していきます。

認知症があってもなくても同じ社会・地域でともに生きていくために、認知症高齢者及び若年性認知症の人(以下「認知症の人」といいます。)に安心・安全なやさしい地域づくりにつながる取組を強化し、認知症の人の社会参加活動などを推進していくとともに、地域における医療・介護などの連携やできる限り早い段階からの支援も継続してしていきます。

① 認知症の人を支える体制の強化

ア 認知症地域支援・ケア向上事業

【事業内容・方向性】

医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図るため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の相談支援、関係機関への連絡調整の支援、多職種が参加する認知症の人を支援するための研修会などを開催します。

認知症の人の増加が見込まれるため、認知症に関する普及啓発を強化するとともに、認知症の方やその家族の視点を重視して事業を展開していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症地域支援推進員数(人)	8	8	8

※前期実績値は、P. 33 参照

イ 認知症高齢者等見守り登録事業

【事業内容・方向性】

認知症の人がますます増加していく中で、徘徊性のある認知症の人の安全確保及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的として、見守りシールの配布を行う事業を実施します。地域での見守りはより重要となるため、事業のさらなる周知を図るとともに、行方不明時の早期発見・保護を目的とした広域連携体制の整備を図っていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人)	93	108	123

※前期実績値は、P. 33 参照

ウ 認知症初期集中支援推進事業

【事業内容・方向性】

認知症初期の支援として、認知症が疑われる人や認知症の人及びやその家族を訪問し、早期の段階から必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などの支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を取り、自立生活のサポートをする活動を推進します。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
チーム員実人数(人)	9	9	9

※前期実績値は、P. 33 参照

エ 認知症サポーター養成事業

【事業内容・方向性】

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、認知症の人とその家族の応援者である「認知症サポーター」を養成します。小・中学生など若年層を対象にした講座の開催にも努めていくとともに、受講修了者向けに、認知症への理解をさらに深め、認知症サポーターとしての活動実践に導く機会を設けます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成者数(人)	580	580	580
開催回数(回)	25	25	25

※前期実績値は、P. 33 参照

オ 《新規》認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

【事業内容・方向性】

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みとして、地域サポーター（認知症本人とその家族を含む。）と、多職種の職域サポーター（地域の生活関連企業など）が一つのチームとなった「チームオレンジ」をつくり、これらの取組を通じて、認知症当事者も地域づくりの一員として社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターのさらなる活躍の場を創っていきます。

市が配置するコーディネーターが、認知症の人が地域でやりたいこと・困っていることや家族が希望している支援と、ステップアップ研修を受けた認知症サポーターを中心とした支援者をマッチングします。

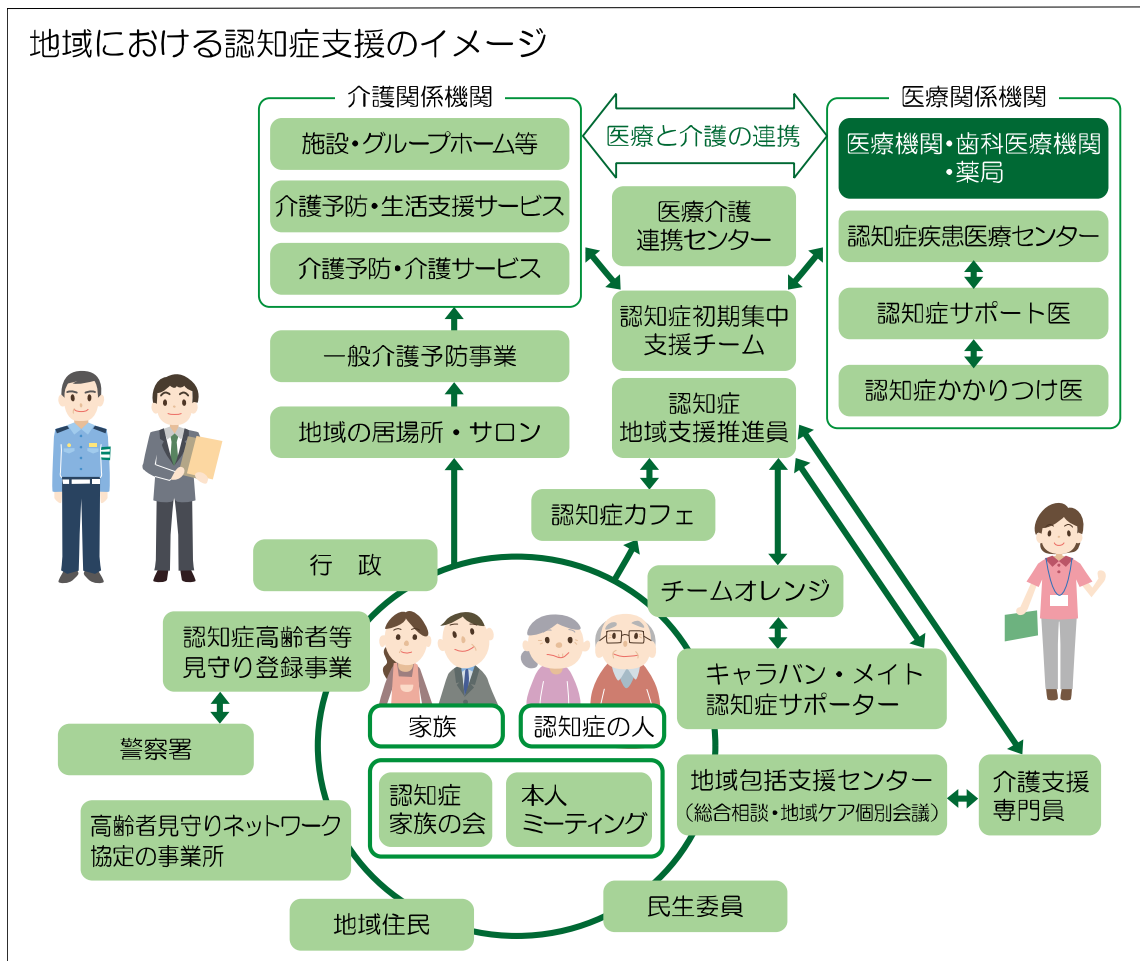
実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
チームオレンジ配置数(チーム)	1	1	1

カ 認知症ケアパスの普及

【事業内容・方向性】

認知症ケアパスは、認知症の相談場所や認知症と診断された時、今後どのような支援やサービスを受けながら生活を継続していくことができるかを示したものです。本市では、『「物忘れ」「認知症」を知って安心生活を送りましょう』などのパンフレットを作成し、地域や各関係機関と連携して配布しています。

今後も、認知症の人やその家族の意見を踏まえてその内容を充実させ、市民への普及・啓発に努めます。



(2) 認知症の人とその家族への支援

認知症の人がいきいきと活動することは本人にとって大切なことであり、また、その姿は認知症に関する社会の見方を変えるきっかけにもなり、多くの認知症の人に希望を与えるものでもあると考えられます。

そのため、認知症の人本人が地域の中で地域の人と活動することとともに、自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前向きに暮らすことができている姿などを積極的に発信していくことを支援していきます。

また、認知症の方を介護している家族は、心理的な負担や孤立感を感じる傾向が強く、この軽減を図ることも大切なため、認知症の人の家族への支援にも努めていきます。

それぞれの取組で得られた認知症の人本人とその家族の声を、認知症施策に反映させていきます。

①認知症の人とその家族への支援

ア 認知症カフェ事業

【事業内容・方向性】

認知症についての相談、情報提供、普及啓発を行うとともに、認知症の人やその家族、地域住民、ボランティア、専門職など誰もが参加し集うことができる場、居場所・交流の場として認知症カフェを開設し、認知症の人を地域で支える体制づくりを推進していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ(か所数)	5	5	5
利用人数(人)	1,500	1,525	1,550

※前期実績値は、P. 34 参照

イ 《新規》 認知症本人ミーティング

【事業内容・方向性】

認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを具体的に進めていくため、認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場として「本人ミーティング」を開催します。

集う楽しさに加えて、本人だからこその気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを本人同士や地域に伝えていくための集まりであり、ここでの認知症の本人たちの声を、施策や支援につなげていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	6	6	6

ウ 認知症家族会支援事業

【事業内容・方向性】

認知症の人の家族や介護をしている人たちのつながり「三島市認知症家族の会（オレンジリングの会）」を組織して、情報交換や互いの悩みなどを話す場を定期に開催し、また、家族の会会員の自主的な活動をサポートします。家族同士が仲間となり、話すことで家族・介護者の心理的な負担を少しでも低減できるよう、家族の会の活動を支援していくとともに、会員から聴いた意見や思いを認知症の各事業に生かしていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	10	10	10

※前期実績値は、P. 34 参照

エ <<新規>> 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（P80 再掲）

【事業内容・方向性】

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みとして、地域サポーター（認知症本人とその家族を含む。）と、多職種の職域サポーター（地域の生活関連企業など）が一つのチームとなった「チームオレンジ」をつくり、これらの取組を通じて、認知症当事者も地域づくりの一員として社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターのさらなる活躍の場を創っていきます。

市が配置するコーディネーターが、認知症の人が地域でやりたいこと・困っていることや家族が希望している支援と、ステップアップ研修を受けた認知症サポーターを中心とした支援者をマッチングします。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
チームオレンジ配置数(チーム)	1	1	1

オ <<新規>> 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

【事業内容・方向性】

認知症の人が徘徊などによって起こした事故により他者に損害を与えてしまったとき、本人の責任又は家族などの監督責任が問われ、法律上の賠償責任を負う場合があります。徘徊の心配がある認知症の人とその家族にとっては生活上の不安となっているため、万が一そのような事案が生じた場合に、その賠償金を保険金で補償する認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を令和2年度から開始しました。

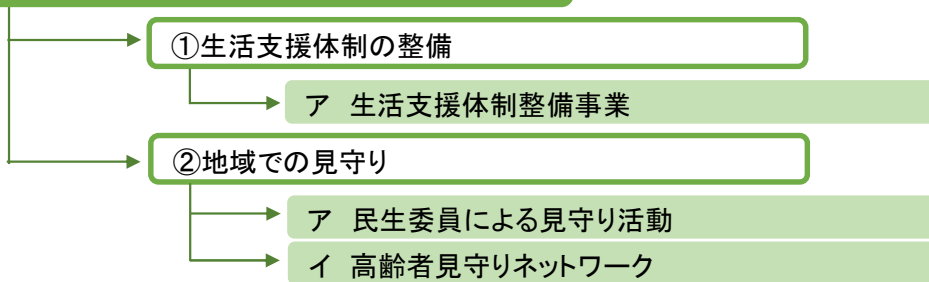
認知症になっても、本人及び家族が賠償責任を過度に恐れて行動を制限することなく、精神的・経済的に安心して、地域・自宅で今までどおりの生活や活動を続けていけるよう支援していきます。

なお、この事業は、認知症高齢者等見守り登録事業と連携して実施しています。

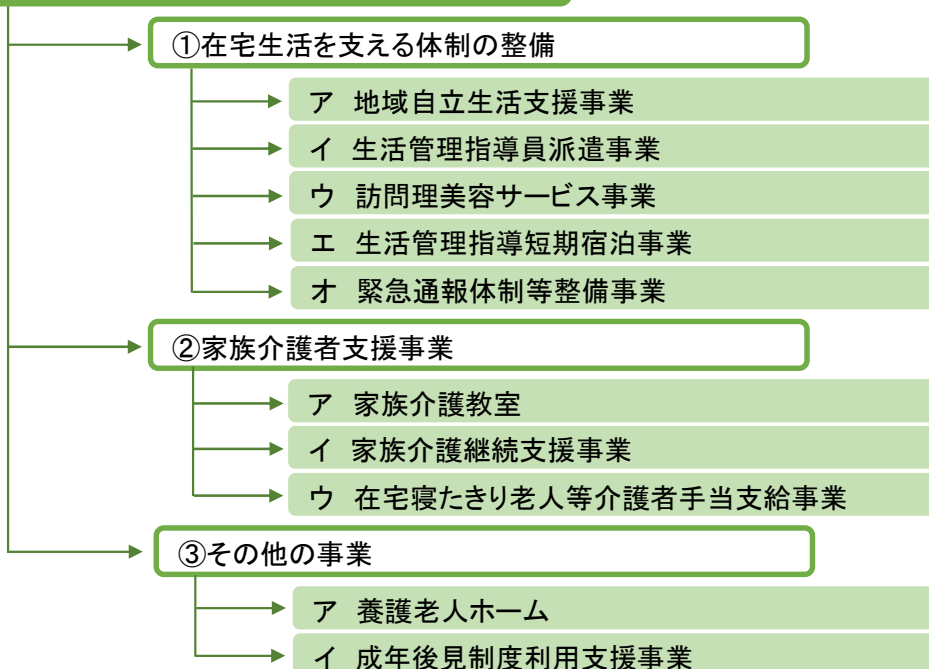
実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保険加入者数(人)	40	50	60

5 地域生活を支える体制の整備

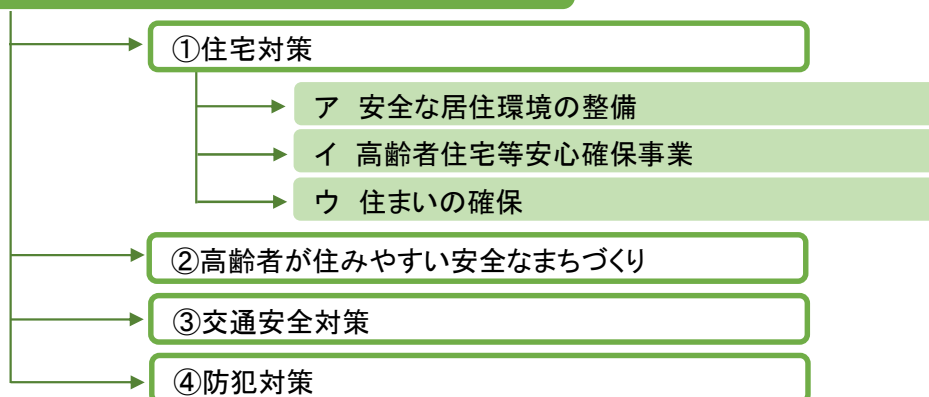
(1) 支え合う地域づくりの推進



(2) 地域での生活の継続に向けた支援



(3) 住環境整備の推進



(4) 災害・感染症対策に係る体制整備



(1) 支え合う地域づくりの推進

住み慣れた地域で、誰もが人生最後まで自分らしく生活できるよう生活支援サービスの体制整備を、現行の取組に加え、さらに充実した形で行うことになりました。

地域ならではのサービスの開発や、生活支援サービスを必要としている高齢者にサービスを迅速・適切に提供できるよう、生活支援コーディネーターや協議体の活動の中で取り組んでいきます。

①生活支援体制の整備

ア 生活支援体制整備事業

【事業内容・方向性】

生活支援サービスなどの体制整備を推進するため、地域において資源開発やネットワーク構築などに取り組む生活支援コーディネーターを配置するとともに、多様な主体間による定期的な情報共有や連携強化の場として協議体^{※7}を運営し、各地域に不足するサービスの創出や担い手の確保を目指すとともに、支援ニーズとサービス主体とのマッチングに努めます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーター人数(人)	6	6	6
ワークショップ・勉強会開催回数(回)	18	18	18

※前期実績値は、P. 39 参照

②地域での見守り

ア 《新規》民生委員による見守り活動

【事業内容・方向性】

民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。少子高齢化が進んだことにより増加している一人暮らし高齢者や高齢者世帯へは、避難行動要支援者名簿記載者訪問などの見守り活動を民生委員が地域と連携して行っていけるよう支援していきます。

※7 協議体 : 住民主体で構成され、生活支援コーディネーターをサポートし、助け合い活動をともに創出、充実する組織

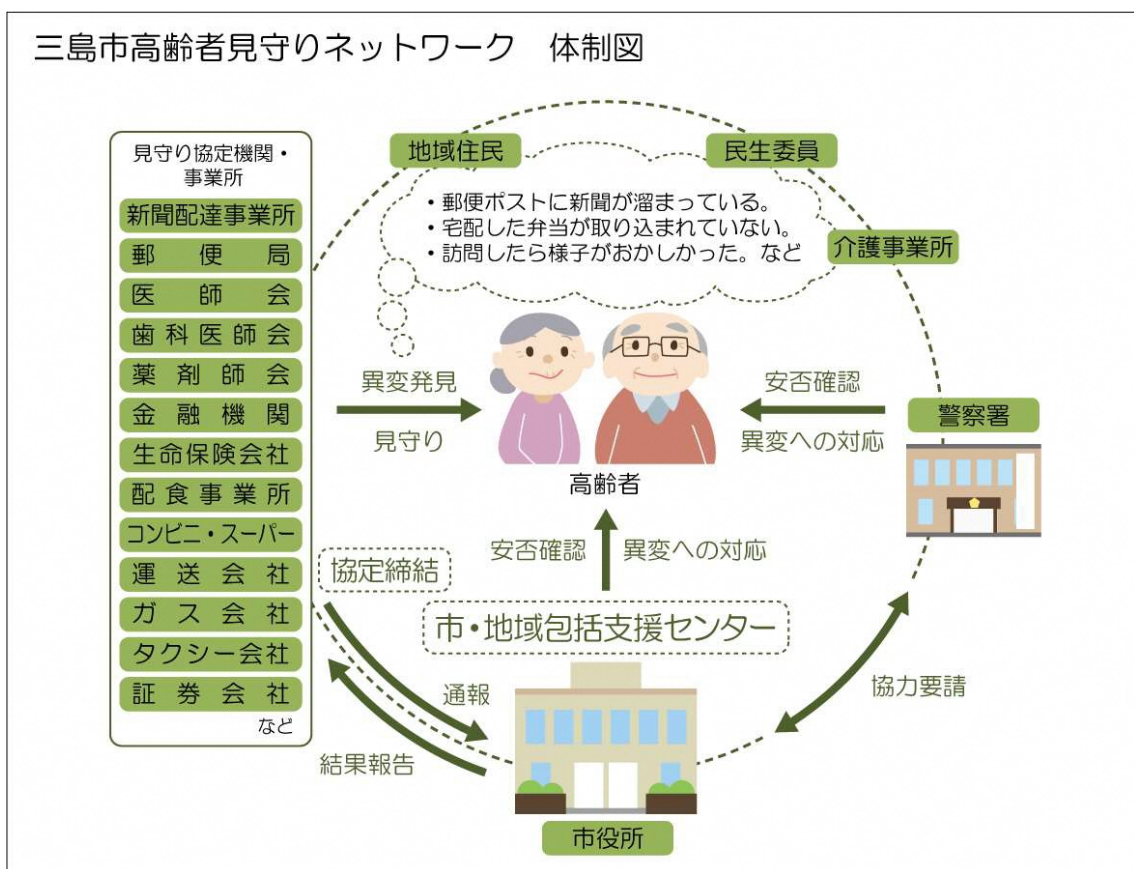
イ 高齢者見守りネットワーク

【事業内容・方向性】

高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、地域での見守り体制を強化していきます。民間事業所などが日常の事業活動を通して、高齢者に異変がないか見守り、何らかの異変や支援が必要と判断した場合には、市や地域包括支援センターなどにつなげる体制として「高齢者見守りネットワークに関する協定」を締結しています。

事業所などからの情報提供を受け、警察や地域の方々と連携することにより、緊急的な対応が必要な高齢者の発見などに結びついています。

今後もより多くの目で地域の高齢者を見守っていくため、協力いただける事業所などの拡大に努めていきます。



(2) 地域での生活の継続に向けた支援

住み慣れた地域で要介護高齢者が暮らしを継続するためには、それを支える家族に対しても支援が必要です。これまで、在宅介護を行う上で必要な知識や情報を提供するとともに、介護者の孤立を防ぐ取組や介護にかかる経済的負担を軽減する取組などを行ってきましたが、引き続き継続して実施します。

①在宅生活を支える体制の整備

ア 地域自立生活支援事業

【事業内容・方向性】

高齢者の地域における自立した生活を継続させるために、安否確認が必要なひとり暮らし高齢者などへ地域の社会福祉事業者や民間事業者などから昼食を届けながら、高齢者の栄養改善や安否確認を行い、地域におけるネットワークづくりに努めていきます。また、介護相談員派遣事業では、介護保険施設などを訪問し、入所者やその家族などの相談に応じ、サービスに対する不満、不安の解消を図るとともに、介護保険施設などにおける介護サービスの質の向上を目指します。

実施目標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
給食サービス事業	年間配食数(回)	21,000	21,000	21,000
介護相談員派遣事業	介護相談員実人数(人)	7	7	7
	派遣回数(回)	400	400	400

※前期実績値は、P. 39 参照

イ 生活管理指導員派遣事業

【事業内容・方向性】

基本的な生活習慣が欠如している、または対人関係が成立しないなどで社会適応が困難な高齢者を対象に、ヘルパーを派遣するなどの日常生活に対する支援・指導、対人関係構築のための支援・指導及び関係機関との連絡調整を行います。

ウ 訪問理美容サービス事業

【事業内容・方向性】

歩行困難、寝たきり及び傷病などの理由により理美容院に出向くことが困難な高齢者の自宅に、理容師又は美容師を派遣し、理美容サービスを提供することにより、快適な在宅生活の提供をしていきます。

実施目標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数(人)		20	20	20
派遣回数(回)		40	40	40

※前期実績値は、P. 39 参照

エ 生活管理指導短期宿泊事業

【事業内容・方向性】

基本的な生活習慣が欠如しているために社会適応が難しい高齢者や虐待・体調不良などの緊急措置が必要な高齢者を一時的に特別養護老人ホームに宿泊させて生活習慣の指導を行うとともに体調の調整を図っていきます。

オ 緊急通報体制等整備事業

【事業内容・方向性】

65歳以上の高齢者世帯を対象に在宅の見守りやGPSなどを用いた屋外での見守りなどのサービスを提供する民間事業者との契約に対して補助を行い、個人の要望にあったサービスを受けられるようにすることで、在宅での生活支援を行っていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助件数(件)	10	10	10

※前期実績値は、P. 39 参照

②家族介護者支援事業

ア 家族介護教室

【事業内容・方向性】

自宅で介護している家族などを対象に、要介護者の状態維持や改善を図るため、適切な介護知識や技術の習得に向けた講習などを行い、介護する家族を支援していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	9	9	9
参加人数(人)	130	130	130

※前期実績値は、P. 40 参照

イ 家族介護継続支援事業

【事業内容・方向性】

在宅で要介護4以上などの高齢者を介護している低所得世帯に、経済的及び精神的負担の軽減を目的に紙おむつを給付していきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数(人)	60	60	60

※前期実績値は、P. 40 参照

ウ 在宅寝たきり老人等介護者手当支給事業

【事業内容・方向性】

寝たきり又は認知症の状態が6か月以上継続し、日常生活において常時介護を必要とする高齢者を在宅で介護している介護者の労をねぎらい、この高齢者の福祉の充実を図ることを目的に支給を行っていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数(人)	370	370	370

※前期実績値は、P. 40 参照

③その他の事業

ア 養護老人ホーム

【事業内容・方向性】

環境上の理由又は経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人を入所させ、その人が自立した日常生活や社会的活動ができるように、必要な指導、訓練、相談及びその他の援助を行っていきます。平成29年度に開催した「佐野楽寿寮のあり方検討委員会」での提言のとおり、環境整備を図りつつ、施設の適正管理を行っていきます。

イ 成年後見制度利用支援事業

【事業内容・方向性】

高齢者の権利を擁護するため、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な高齢者を対象に、身寄りがいないなど申立てをする者がいない場合には、市長による成年後見制度の申立てを行うとともに、成年後見人などへの報酬負担が困難な被成年後見人などに対しては、報酬の助成を行っていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立件数(件)	2	3	4
報酬助成件数(件)	5	7	9

※前期実績値は、P. 36 参照

(3) 住環境整備の推進

高齢者の地域での暮らしの継続のためには、「住まい」が重要になります。

国は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を改正し、「サービス付き高齢者向け住宅事業」の創設や、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティー法）の改正により、高齢者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や登録住宅の改修費への支援などを創設し、高齢者の居住の安定の確保を図っています。

介護が必要になっても、安心して暮らしの継続ができるよう、「住まい」の確保について、福祉施策と住宅施策が連携して取組を進めていきます。

また、地域で高齢者が安心して暮らすためには、介護サービスなどのソフトの取組も重要ですが、安全に暮らすことができるまちづくりを行うなどハード面での対策も必要です。犯罪など、高齢者の暮らしの安全を脅かすさまざまな問題について、予防や実際に被害に遭った時の対策をたてるなどの取組を進めていきます。

① 住宅対策

ア 安全な居住環境の整備

【事業内容・方向性】

市営藤代住宅N棟、S棟は供用開始から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化による維持費の増加が懸念されることから、三島市公営住宅等長寿命化計画において建て替えが計画されています。このことから、計画どおり市営住宅の整備を推進する中で、単身高齢者向け住戸の配備数への配慮や移動負担の軽減のためのエレベーター設置、セキュリティ機能付ドアホンなどの整備導入について検討し、誰もが安心して居住できるよう居住環境の整備に取り組んでいきます。

イ 高齢者住宅等安心確保事業

【事業内容・方向性】

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者が、自立して安心して快適な生活が送れるよう生活援助員を配置するとともに、適切な設備更新などの施設管理に努めていきます。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業対象住宅戸数(戸)	18	18	18
入居定員数(人)	24	24	24

※前期実績値は、P. 41 参照

ウ 住まいの確保

【事業内容・方向性】

介護が必要な状態になっても地域で暮らし続けるためには、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら、個人の尊厳が確保されることが重要です。そのために、高齢者が身体の状態やニーズに対応した住まいを選択ができるよう、情報提供に努めます。

	種類	定員数	内容
1	養護老人ホーム (P.89 再掲)	50 人	環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人が自立した日常生活や、社会的活動ができるように必要な指導、訓練、相談及びその他の援助を行っています。
2	軽費老人ホーム (ケアハウス)	20 人	無料または低額な料金で、家庭環境、住宅事情、経済状況などの理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が入所し、食事など日常生活上必要な便宜が提供されます。
3	有料老人ホーム	270 人	高齢者が入居し、食事の提供、介護（入浴・排せつ・食事）の提供、洗濯・掃除などの家事の供与、健康管理のいずれかのサービス（複数も可）が提供されます。
4	サービス付き 高齢者向け住宅	170 人	高齢者が入居し、安否確認と生活相談が必須のサービスとして提供されます。バリアフリー構造など高齢者にふさわしい設備基準を満たしています。

※令和2年9月30日現在の定員数

※軽費老人ホーム及び有料老人ホームの定員数は、特定施設入居者生活介護^{※8}分の定員を除いた人数となります。

②高齢者が住みやすい安全なまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、ソフト面とハード面の両面からのまちづくりが必要です。

ひとり暮らしや孤独感を感じる高齢者には、電話や訪問による見守りができるよう、地域のネットワークづくりを進めるとともに、誰もがいきいきと安全安心な生活を送れるようにするために心のふれあいを大切にする施策を進めていきます。

また、高齢者にとって利用しやすい公共施設や地域環境の整備に努め、生活の場の拡大が図れるようユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

※8 特定施設入居者生活介護：介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホームなどが、入居者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うもの

③交通安全対策

高齢者の交通事故防止を図るため、寿大学や各老人クラブの会合などにおいて交通安全研修会や講習会などを開催し、交通安全教育を実施していきます。

年間に4回開催される交通安全運動期間中には、交通安全指導員、民生委員と連携して、高齢者宅を訪問し、交通安全指導を実施します。

また、夜間の交通事故防止対策として反射材の着用普及活動を併せて行っていきます。

その他、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により、運転に不安を感じている高齢ドライバーや交通事故を心配する家族など周辺の方々から相談が寄せられていることもあり、高齢者の自動車運転事故を未然に防止するための支援として、運転免許証を自主的に返納した70歳以上の高齢者に、バス、タクシー及び伊豆箱根鉄道駿豆線の利用助成券を交付していきます。安全運転の啓発と併せて、免許返納の選択肢を示すことで、高齢者が事故の加害者及び被害者にならないために、交通事故防止を図ります。

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者宅訪問件数(件)	12	12	12
高齢者運転免許返納支援事業申請者数(人)	400	400	400

※前期実績値は、P. 42 参照

④防犯対策

特殊詐欺の手口が多様化・巧妙化しており、被害に遭う高齢者が後を絶たないことから、市内において特殊詐欺が疑われる不審電話が多発した際には、関係各課や三島警察署と連絡をとり、市民メール・同報無線に加え、ホームページや公式LINEを活用するといった情報発信・注意喚起を行うとともに、啓発方法を多様化させ継続的に情報提供を実施していきます。

また、老人クラブや自治会の要望に応じて、特殊詐欺に関する防犯講話や寸劇を行い、さらに、交通安全教室などの催し物があるときには、併せて特殊詐欺に関する啓発活動を行うなど、被害に遭わないための意識の啓発と知識の普及に努めていきます。

その他高齢者が空き巣・忍込みや、悪質商法などの被害者にならないような種々の防犯対策を必要に応じて行っていきます。

(4) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年、地震、台風や大雨による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。過去には全国各地において高齢者施設が被災し、高齢者が犠牲となるなどの被害もありました。こうした被害を受け、災害時に高齢者を保護する取組が必要とされています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、高齢者の感染症対策も喫緊の課題となっており、本感染症については高齢者や基礎疾患のある人は特に重症化するリスクが高いことも報告されていることから、十分な対策が必要となります。

本市ではこのような災害や感染症に備え、関係機関と連携し、平常時から体制を整えておくことの重要性を改めて周知し、発生時に適切な対応ができるよう取組を進めていきます。

①<<新規>>災害対策

災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や重度の障がい者などの避難行動を支援することが課題となっています。そこで、要介護3以上の高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の人などを対象として、本人の同意を基に避難行動要支援者名簿を作成しています。また、各々の避難行動の支援においては、名簿に加え個別支援計画の作成に努めています。今後も、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成を自主防災組織や民生委員と連携して進めていきます。

また、介護保険施設などにおいても、利用者の生命・身体を守ることが何よりも優先されることから、平時からの事前準備として、災害対策に係る計画や避難訓練の実施、必要な物資の備蓄などについて確認及び指導を行っていきます。

②<<新規>>感染症対策

高齢者への感染症対策として、平常時から感染予防や感染拡大防止について啓発していきます。新型コロナウイルス感染症などの新興感染症については速やかな情報提供に努めるとともに、健康二次被害を最小限に抑えるように努めます。

また、介護サービスは利用者やその家族の生活の維持のために必要不可欠なものであるため、感染症拡大防止のための取組を進めるとともに、感染症の発生時においても県や関係機関と連携しながら適切な対応に努め、介護サービスを継続できるよう介護保険施設などを支援します。

6 暮らしを支える介護サービスの充実

(1) 介護予防サービスの提供

① 居宅サービス

- ア 介護予防訪問入浴介護
- イ 介護予防訪問看護
- ウ 介護予防訪問リハビリテーション
- エ 介護予防居宅療養管理指導
- オ 介護予防通所リハビリテーション
- カ 介護予防短期入所生活介護
- キ 介護予防短期入所療養介護
- ク 介護予防特定施設入居者生活介護
- ケ 介護予防福祉用具貸与
- コ 特定介護予防福祉用具販売
- サ 介護予防住宅改修
- シ 介護予防支援

② 地域密着型サービス

- ア 介護予防認知症対応型通所介護
- イ 介護予防認知症小規模多機能型居宅介護
- ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 介護サービスの提供

① 居宅サービス

- ア 訪問介護
- イ 訪問入浴介護
- ウ 訪問看護
- エ 訪問リハビリテーション
- オ 居宅療養管理指導
- カ 通所介護
- キ 通所リハビリテーション
- ク 短期入所生活介護
- ケ 短期入所療養介護
- コ 特定施設入居者生活介護
- サ 福祉用具貸与
- シ 特定福祉用具販売
- ス 住宅改修
- セ 居宅介護支援

② 地域密着型サービス

- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- イ 夜間対応型訪問介護
- ウ 認知症対応型通所介護
- エ 小規模多機能型居宅介護
- オ 認知症対応型共同生活介護
- カ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- キ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ク 看護小規模多機能型居宅介護
- ケ 地域密着型通所介護

③ 施設サービス

- ア 介護老人福祉施設
- イ 介護老人保健施設
- ウ 介護療養型医療施設
- エ 介護医療院

(3) 給付の適正化と人材確保等

① 介護給付の適正化の推進

② 介護人材の確保・業務の効率化

(1) 介護予防サービスの提供

介護予防サービスは平成18年の介護保険制度改正により創設され、高齢者が要介護状態になることや、状態の悪化を防ぎ、生活機能の向上や改善を図ることを目的としたサービスで、要支援認定者が利用することができます。

介護保険制度改正により、平成29年度から介護予防サービスの一部が介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移行されたため、介護予防サービスでは、心身機能低下を予防するサービスが主に提供されます。

① 居宅サービス

ア 介護予防訪問入浴介護

【事業内容】

要支援認定者に対し、移動入浴車などが居宅を訪問して、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

イ 介護予防訪問看護

【事業内容】

要支援認定者に対し、主治医の指示のもと看護師などが居宅を訪問して療養上の世話や、必要な診療の補助を行います。

ウ 介護予防訪問リハビリテーション

【事業内容】

要支援認定者に対し、主治医の指示のもと理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して心身の機能維持や回復、日常生活上の自立を助ける理学療法、作業療法などの機能訓練を行います。

エ 介護予防居宅療養管理指導

【事業内容】

要支援認定者に対し、医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

オ 介護予防通所リハビリテーション

【事業内容】

要支援認定者に対し、介護老人保健施設、病院などにおいて心身の機能維持や回復、日常生活上の自立を助ける理学療法、作業療法及びその他必要な機能訓練を行います。

カ 介護予防短期入所生活介護

【事業内容】

要支援認定者に対し、介護老人福祉施設などにおいて、短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

キ 介護予防短期入所療養介護

【事業内容】

要支援認定者に対し、介護老人保健施設などにおいて、短期間入所し、医学的管理下での介護、看護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。

ク 介護予防特定施設入居者生活介護

【事業内容】

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）など、介護保険が適用される特定施設に入所している要支援認定者に対し、介護予防サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

ケ 介護予防福祉用具貸与

【事業内容】

要支援認定者に対し、厚生労働大臣が定める福祉用具（歩行器や杖など）の貸与を行います。

コ 特定介護予防福祉用具販売

【事業内容】

要支援認定者に対し、厚生労働大臣が定める入浴又は排せつに用いる福祉用具（腰掛便座や入浴補助用具など）の購入費を対象に給付を行います。

サ 介護予防住宅改修

【事業内容】

要支援認定者に対する手すりの取り付けや段差解消などの厚生労働大臣が定める小規模な住宅改修費を対象に給付を行います。

シ 介護予防支援

【事業内容】

要支援認定者の生活機能の維持・向上を図り、要介護状態となることを予防するよう「介護予防」を重視した介護予防サービス計画を作成し、この計画に基づく介護予防サービスの提供が確保されるよう事業者などとの連絡調整を行います。

②地域密着型サービス

ア 介護予防認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症である要支援認定者に対し、デイサービスセンターにおいて入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

要支援認定者に対し、「通い」を中心として、様態や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供し、居宅での生活の継続を支援していきます。

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症の状態にある要支援認定者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

(2) 介護サービスの提供

要介護認定者は本市においても年々増加しており、単身世帯や老々介護となる老夫婦のみ世帯、認知症や加齢による疾病により日常生活に困難が生じている高齢者世帯にとって、介護サービスは必要不可欠なものとなっています。

今後も高齢化が進む中、市民がそれぞれの状態に応じた必要な介護サービスを持続的に受けることができるよう、介護保険サービスの提供体制の強化に努めていきます。

①居宅サービス

ア 訪問介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して入浴、排せつ、食事などの介護及びその他の日常生活上の支援を行います。

イ 訪問入浴介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、移動入浴車などが居宅を訪問して、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

ウ 訪問看護

【事業内容】

要介護認定者に対し、主治医の指示のもと看護師などが居宅を訪問して療養上の世話や、必要な診療の補助を行います。

エ 訪問リハビリテーション

【事業内容】

要介護認定者に対し、主治医の指示のもと理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して心身の機能維持や回復、日常生活上の自立を助ける理学療法、作業療法などの機能訓練を行います。

オ 居宅療養管理指導

【事業内容】

要介護認定者に対し、医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

カ 通所介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、デイサービスセンターにおいて入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

キ 通所リハビリテーション

【事業内容】

要介護認定者に対し、介護老人保健施設、病院などにおいて心身の機能維持や回復、日常生活上の自立を助ける理学療法、作業療法及びその他必要な機能訓練を行います。

ク 短期入所生活介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、介護老人福祉施設などにおいて、短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

ケ 短期入所療養介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、介護老人保健施設などにおいて、短期間入所し、医学的管理下での介護、看護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。

コ 特定施設入居者生活介護

【事業内容】

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）など、介護保険が適用される特定施設に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

サ 福祉用具貸与

【事業内容】

要介護認定者に対し、厚生労働大臣が定める福祉用具（特殊寝台や車いす など）の貸与を行います。

シ 特定福祉用具販売

【事業内容】

要介護認定者に対し、厚生労働大臣が定める入浴又は排せつに用いる福祉用具（腰掛便座や入浴補助用具など）の購入費を対象に給付を行います。

ス 住宅改修

【事業内容】

要介護認定者に対する手すりの取り付けや段差解消などの厚生労働大臣が定める小規模な住宅改修費を対象に給付を行います。

セ 居宅介護支援

【事業内容】

要介護認定者による居宅サービスの適正な利用などが可能となるよう、介護支援専門員が要介護認定者の心身の状況、置かれている環境、意向などに応じて、居宅サービス計画を作成します。この計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、事業者などとの連絡調整を行います。また、要介護認定者が介護保険施設に入所する場合には、介護保険施設の情報提供、調整等、その他の支援を行います。

②地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

要介護認定者に対し、日中・夜間を通じて、定期的に訪問介護員又は看護師などが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話又は療養上の世話若しくは必要な診療の補助を行います。また、緊急時において利用者からの通報に応じて居宅訪問や電話による対応を行います。

イ 夜間対応型訪問介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、夜間において定期的に訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事事などの介護、その他日常生活上の世話を行います。また、夜間の緊急時において利用者からの通報に応じて居宅訪問を行います。

ウ 認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症の要介護認定者専用のデイサービスにおいて入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

エ 小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、「通い」を中心として、様態や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供し、居宅での生活の継続を支援します。

オ 認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症の状態にある要介護認定者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

カ 地域密着型特定施設入居者生活介護

【事業内容】

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などの特定施設のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入所している要介護認定者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業内容】

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所している要介護認定者に対し、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

ク 看護小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせ提供を行います。

ケ 地域密着型通所介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

③施設サービス

ア 介護老人福祉施設

【事業内容】

介護老人福祉施設に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

イ 介護老人保健施設

【事業内容】

介護老人保健施設に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

ウ 介護療養型医療施設

【事業内容】

介護療養型医療施設に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護などの世話、機能訓練及びその他必要な医療を行います。

エ 介護医療院

【事業内容】

平成29年の介護保険制度改正によって、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能とともに、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として平成30年度から創設されました。

介護医療院に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

(3) 給付の適正化と人材の確保等

要支援・要介護認定者が年々増加し、給付費の増加が課題となる中で、不適切な給付の削減を通じ、介護保険制度の持続可能性を高めるための介護給付の適正化の取組が重要となっています。

また、介護人材については、国は第7期介護保険事業計画の介護サービス見込量などから、2025年度末までに必要な介護人材は約245万人となり、2016年度から約55万人の確保が必要になるとしています。本市においても、これらの課題を認識し、国や県と連携して介護給付の適正化と介護人材の確保及び資質の向上並びに業務効率化に向けた取組を推進していきます。

①介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が必要とする介護保険サービスを、事業者が適切に提供するよう促すことです。各事業の詳細については、別に定める「第5期三島市介護給付適正化計画」に記載します。

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護保険サービスの確保とその結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて、介護保険制度の信頼度を高めていきます。

	事業名	趣旨
1	要介護認定の適正化	<p>要介護認定のすべての申請に係る認定調査の内容について点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。</p> <p>また、県主催の認定調査員研修などに参加するほか、市主催の認定調査員研修などを開催し、公正・公平な認定審査を行えるよう、資質向上に努めます。</p>
2	ケアプランの点検	<p>介護支援専門員の作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、点検を行うことにより、受給者が真に必要なサービスを確保ができるよう事業者に対し適切な支援や助言をします。</p>
3	住宅改修等の点検	<p>保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査などを行って施行状況を確認することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を防止します。</p> <p>また、保険者が福祉用具利用者などに対し必要に応じて現地調査などを行って、福祉用具の必要性や利用状況などについて点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を防止し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。</p>

	事業名	趣旨
4	縦覧点検・医療情報との突合	<p>静岡県国民健康保険団体連合会への委託により受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りなどを早期に発見して適切な処置を行います。</p> <p>また、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の防止などを図ります。</p>
5	介護給付費通知	<p>介護保険サービス利用者に、保険給付の状況を送付し、利用者自らが利用したサービスの内容や支払った費用について確認することにより、適正なサービス利用についての意識啓発を図ります。</p>

②介護人材の確保・業務の効率化

少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、介護のケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、介護人材の確保及び資質の向上に向けた取組を進めます。

また、介護現場における文書に係る負担軽減を図るため、国の方針に基づき、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化を行うとともに、ICTの活用など業務の改善及び効率化に取り組みます。

	実施目標	内容
1	人材の確保	(1) 国や県などが行っている介護人材の確保に関する取組について、市民や事業者への情報提供に努めます。
		(2) 総合事業訪問型サービスの担い手となる地域の人材の育成に努めます。
		(3) 次代を担う小・中校生の介護職場への興味や関心を高める取組を進め、就労へつながるよう努めます。
2	人材の育成・専門性の向上	(1) 自立支援を目指した適切な居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成ができるよう、三島市介護支援専門員連絡協議会と連携し、介護支援専門員などに対する研修会を開催します。
		(2) 居宅介護サービス計画について、介護支援専門員とともに点検・確認する中で、自立支援に資するケアマネジメントとなるよう介護支援専門員を支援します。
		(3) 事業者連絡会議や研修会の開催などにより、サービス事業者間の情報交換と連携調整を図るとともに、介護職員の資質の向上を目指します。
3	事業者への指導・監督による人材の資質の向上	市内の地域密着型サービス事業者、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者を対象に指導を実施し、適正な運営の確保及び介護職員の資質向上を図ります。
4	業務の効率化	(1) 介護事業者に介護ロボットやICTの活用事例を周知するなど情報提供に努めます。
		(2) 介護保険施設などに対する実地指導について、国の示す「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき実施し、介護現場の負担軽減に努めます。
		(3) 文書に係る負担軽減を図るため、国の方針に基づき、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化に努めます。

第6章 介護保険サービス量等の見込みと保険料

1 介護保険事業費の算定

各介護保険事業費の推計値については、12月に示される予定の介護報酬改定（案）を参考に作成していきます。

（1）介護予防サービス給付費の推計

作成中

（2）介護サービス給付費の推計

作成中

（3）標準給付費の推計

作成中

（4）地域支援事業費の推計

作成中

2 施設整備の考え方

（1）施設整備の目標

施設整備の目標については、12月に示される予定の介護報酬改定（案）を参考に作成していきます。

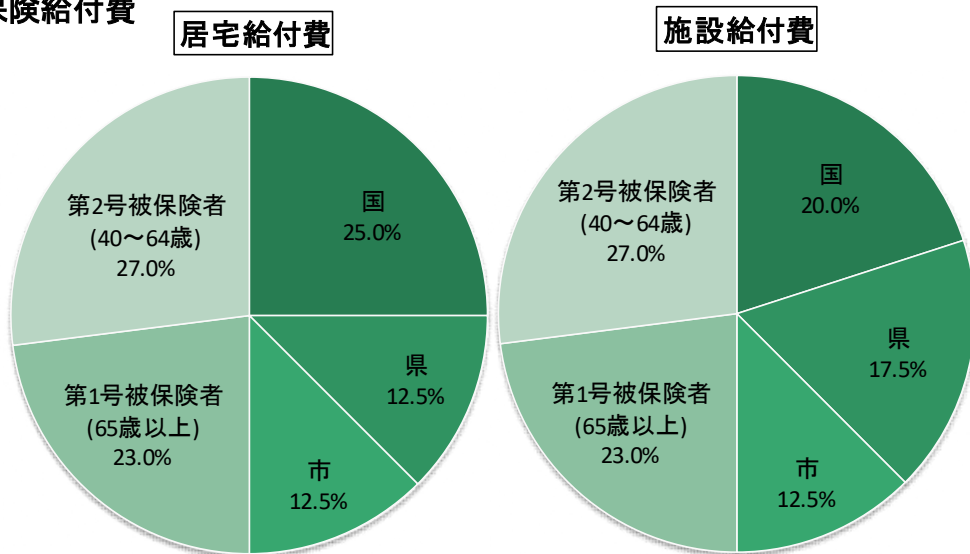
3 第1号被保険者保険料の算定

(1) 介護保険の財源

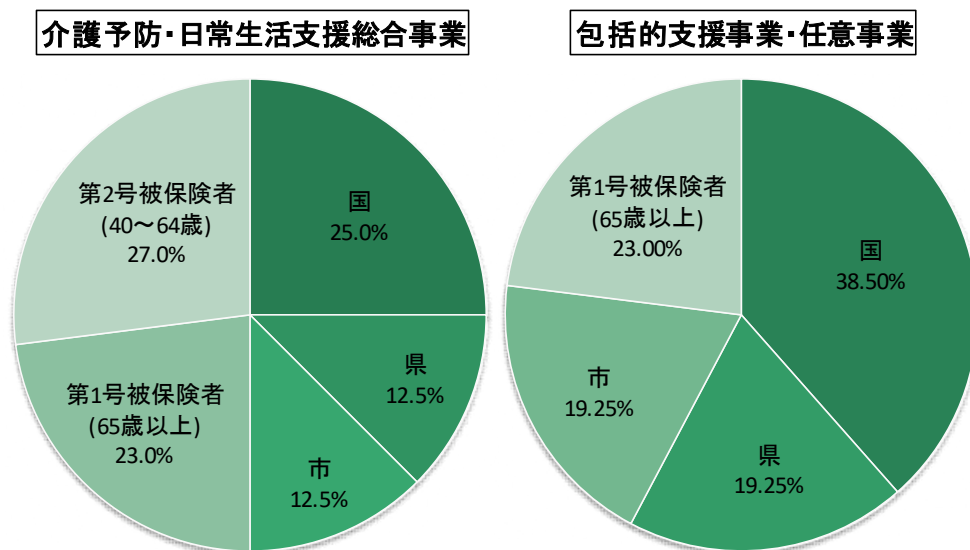
介護保険給付費の財源内訳については、下図のとおり、給付費の半分を国・県・市による公費、残りを第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40～64歳)が納める保険料で区分されています。

第7期計画期間から第1号被保険者保険料の負担割合が23%、第2号被保険者保険料の負担割合が27%になっています。

◎介護保険給付費



◎地域支援事業費



(2) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は介護保険給付費の推計値から算定されるため、12月に示される予定の介護報酬改定(案)を参考に算定していきます。